

平成31年2月26日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	(欠番)	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係主査	小野原竜久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成31年 2月26日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第7号 鹿島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第2 議案第8号 鹿島市民会館条例を廃止する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第9号 鹿島市公告式条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第11号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第12号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第13号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第14号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第15号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第16号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第17号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第18号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第19号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第20号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第21号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第16 議案第22号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

について（質疑、討論、採決）

日程第17 議案第23号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）

日程第18 議案第1号 平成31年度鹿島市一般会計予算について
議案第2号 平成31年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について
議案第3号 平成31年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について
議案第4号 平成31年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第5号 平成31年度鹿島市給与管理特別会計予算について
議案第6号 平成31年度鹿島市水道事業会計予算について

（一括大綱質疑、新年度予算審査特別委員会付託）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第7号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第7号 鹿島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

おはようございます。それでは、議案第7号 鹿島市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は7ページ、議案説明資料は1ページからでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、職員の仕事と家庭生活の両立を支援するため、配偶者同行休業制度を設けたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料3ページをお願いいたします。

配偶者同行休業制度の内容についてでございますけれども、配偶者同行休業制度は、継続的な勤務を促進するために、外国で勤務等をする配偶者とその地で生活をともにできる休業制度といたしまして、平成25年の日本再興戦略、また同年の人事院勧告を踏まえまして、公務員に係る法整備がなされたところでございます。

国家公務員には既に導入されておりますし、将来における企業の海外進出、多様な働き方

の進展等に鑑みまして、職員それぞれの事情やニーズに応じて継続的に勤務できるような選択肢を拡充することは重要であるという観点から、地方公務員法に基づき配偶者同行休業制度に係る条例を制定することにより、職員の仕事と家庭生活の両立を支援する環境を整備するものでございます。

主な内容でございますけれども、そこにフロー図がありますのでごらんください。

職員が配偶者が外国に滞在する事由に該当する場合に同制度の承認をし、任命権者は公務に支障がないと認めるときは当該職員の勤務成績その他を考慮いたしまして承認することができるというふうになっております。その場合、任命権者は休業職員の業務処理のため、任期つき職員の採用等を行うことができることとなっております。

同行休業の期間は最長3年で、休業中、給与は無支給というふうになります。3年を越えない期間で再延長をすることができます。配偶者とともに生活をしなくなった等の事由が発生したときは届け出をし、取り消すことというふうになります。

休業者が職場復帰をする場合の給料の調整と退職手当における休業期間の取り扱いについても規定をいたしております。

施行期日でございますけれども、平成31年4月1日でございます。

そのほか、附則のほうで関係条例4本の一部改正をいたしております。

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

改正条文でございますけれども、そこに3条のほうには休業期間3年ということにてしております。

また、4条のほうに、配偶者同行休業の事由ということで、外国での勤務、また外国での事業等を行う、営業といいますか、業務を行うという活動、また外国の大学での就学、この3つがその事由でございます。

第8条には、配偶者同行休業の承認の取り消し事由ということで、先ほど申しましたけれども、配偶者が外国に滞在しないことになった、あるいは労基法の規定により就業しなくなった、または任命権者が地方公務員の育児休業の規定によりまして、育児休業を承認することになったということの3点をしております。

また、先ほどの届け出事由といたしまして、配偶者が死亡した場合、配偶者が職員の配偶者でなくなった場合、配偶者と生活をともにしなくなった場合等を明記しております。

10ページをお願いいたします。

10ページのほうに配偶者同行休業に伴う任期つき採用、あるいは臨時的任用の採用について規定をいたしております。

また、11条のほうには、復職する場合における職場復帰における号給の調整、また12条のほうには退職手当に伴うその休業期間の算定について、算入について規定をいたしております。

13条のほうには、規則への委任ということで規定をいたしております。

附則でございますけれども、附則の1条は施行期日で、先ほど申しました平成31年4月1日でございます。

それから、2条から5条までの分につきましては、資料の1ページのほうをごらんください。

関係条例といたしまして、まず、鹿島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正ということで規定をいたしております。

第3条の第5号に、職員の休業に関する状況について公表をするということでつけ加えております。

以下、号の部分をそれぞれ1号ずつ繰り下げております。

また、附則の第3条で、鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正をいたしております。

育児休業をすることができない職員、また育児短時間勤務をすることができない職員として、この鹿島市職員の配偶者同行休業に基づいて休業をとっている職員については、任期つき職員、あるいは臨時的任用職員についてはできないということで規定をいたしております。

附則の第4条で、鹿島市技能労務職の給与の種類及び基準に関する条例、また附則の第5条で、鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正をいたしております。

この分につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、その育児休業期間については給与を支給しないということで申し上げましたけれども、我々一般職につきましては地方公務員法に明記がしてありますけれども、地方公務員法の適用を受けない技能労務職員、また水道企業の職員につきましては規定をしないということで、それぞれの条例に休業期間中、給与を支給しないという旨の規定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第7号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託をいたします。

日程第2 議案第8号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第8号 鹿島市民会館条例を廃止する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。江頭総務課参事。

○総務課参事（江頭憲和君）

おはようございます。議案第8号 鹿島市民会館条例を廃止する条例の制定について説明をいたします。

議案書は13ページ、議案説明資料は4ページになります。

提案理由ですけれども、鹿島市民会館を閉館することに伴い、条例を廃止したいので、提出するものでございます。

議案説明資料の4ページをごらんください。

廃止理由は先ほどの提案理由と同様でございます。

現状の市民会館の施設概要でございますけれども、昭和41年4月に竣工をいたしております。構造は鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階の建物です。延べ床面積は2,519.70平方メートル、当時の事業費で168,661千円となっております。施設の内容ですけれども、現在、929席の劇場、それから会議室等の建物となっております。

現在の市民会館は、昭和30年に6町村の合併で誕生した鹿島市の象徴として昭和41年に竣工いたしました。建設計画中の昭和37年7月8日には、大雨により、本市史上最大規模の水害が発生し、被災の影響で物心両面においてまちが疲弊する中、東京オリンピックの開催と重なったこともありまして、人、物、資金が東京に集中する状況にあって、建設費の4分の1が市民の寄附によって賄われるなど、市民と行政が一体となって市民会館の建設が進められた経緯がございます。

また、結婚式や市民の文化活動の発表に利用される傍ら、昭和62年に鹿島市としては2回目のNHKのど自慢の収録が行われた際には、16年以上同番組の司会を務め、広く国民に愛されたアナウンサーの最後のステージが市民会館の大ホールであったというエピソードもございます。

このような歴史を重ねてきた市民会館も、現在では設備等の老朽化が進み、市民ニーズに応えることが難しくなっております。そこで、近年のさまざまな協議を経て、改築計画が進められているところでございます。

改築計画の今後のスケジュール案ですけれども、現市民会館の閉館を今年度3月31日といたしております。現市民会館の解体を2019年7月から11月ごろ、建築工事の着手を2020年1月から2月ごろ、建築工事の完了を2021年10月ごろと見込んでいるところでございます。

施行期日は平成31年4月1日になります。

説明は以上になります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第8号 鹿島市民会館条例を廃止する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第8号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第9号 鹿島市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

それでは、議案第9号 鹿島市公告式条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は15ページ、説明資料は5ページからでございます。

議案書15ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、公告式の事務の見直しに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料6ページをお願いいたします。

改正理由でございますけれども、先ほど申しましたとおり、公告式の事務を見直し、掲示場を集約したいので、所要の改正を行うということでございます。

主な改正内容でございますけれども、市の条例等につきましては、鹿島市公告式条例に基づきまして、鹿島市役所庁舎前及び各地区公民館前の計6カ所の掲示場に掲示をして、周知を行っているところでございます。

近年では、市の例規集を場所や時間を問わずに端末等で閲覧することが可能でありますし、また、市民等の利益に直接かかわるような情報につきましては、文書、市報、ホームページ等で随時情報発信を行っているところでございます。

そこで、能古見公民館、古枝公民館、浜公民館、北鹿島公民館及び七浦公民館の掲示場に掲示する規定を削除いたしまして、掲示場を鹿島市役所前の1カ所に集約するということがございます。

今後の対応でございますけれども、現在、ホームページ上で市の例規集の利用、あるいはほかの情報発信に加えまして、今回の改正に伴い、市役所前掲示場に掲示をしております告示、公告の一部をホームページ上に掲載することで周知を充実して、さらなる市民への利便性の向上を図りたいというふうに考えております。

施行期日でございますけれども、平成31年4月1日というふうにいたしております。

資料の5ページにお戻りください。

2条が掲示場の1に関するものでございまして、2項のほうで市役所前掲示場1カ所に集約を意図しております。

また、第5条でこの改正に際しまして、条文の整備を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島公告式条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

それでは、議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例の制定につきまして御説明をいたします。

議案書は17ページから、説明資料は7ページからでございます。

議案書17ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、職員の超過勤務に関する規定の整備に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料8ページをお願いいたします。

改正理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律等を踏まえまして、職員の超過勤務に関する規定を整備することに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

整備内容でございますけれども、長時間労働の是正など、働き方改革を総合的に推進することを目的として、働き方改革を推進するための関係法律に関する法律が成立いたしまして、その一部が順次施行をされており、国家公務員においては所要の措置が図られることとなっております。

これを踏まえまして、職員の健康保持、人材確保の観点から長時間労働の是正を図るため、職員の超過勤務の時間数等に関して、国家公務員の措置に準じた規定を規則で整備することに伴いまして改正をするものでございます。

参考といたします国家公務員に関しての主な措置でございますけれども、時間数についてそこに掲げております。超過勤務命令を行う時間数の上限として、1カ月について45時間、1年については360時間と。

なお、他律的な業務の比重が高い部署については1カ月100時間、年間720時間というふうになっております。

ただし、大規模災害等、公務の運営上やむを得ない場合につきましては、上限を超えるというふうにされております。

施行期日を平成31年4月1日というふうにいたしております。

参考といたしまして、そこに26年度から29年度までの職員1人当たりの月ごとの平均超過勤務時間数を掲載いたしております。

戻りまして、資料の7ページ、新旧対照表でございますけれども、第8条の3項に1項を加えまして、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるということで規則に委任する規定を設けているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま御説明をいただきましたけど、1つだけお尋ねをしたいと思えますのは、確かに超過勤務手当を長く仕事しながらなさっている、御苦労されている職員の姿を見てきておりますが、それが短くしなくちゃいけないというのは、私は本当に大事なことだと思いますが、お尋ねをしたいと思えますのは、ここに運営上やむを得ない場合は上限を超えることができるというようなただし書きもありますが、私はせっかくこういうことが決められようとしているときに、こういう逃げ道と言うたらいけませんね、こういうのがあることによって、今までのが変わらないままでいくんじゃないかという心配をするわけですよ。特に、1つの仕事をしているときに、ほかの人にここから先はお願いしますというような行政の仕事はできないことがたくさんあると思えます。これは何の仕事もそうですがね。

そういう場合を考えますと、今の職員数が少なくなっている中で、勤務時間を少なくすることで仕事の量の問題なんか出てきますが、そういうところの対応がうまくいくのかどうかと。それができないということになりますと、ここにただし書きがあるように、特別のときはやむを得ないんだということに当てはめないと仕方がないということになりますと、そうなりますとせっかくのこういう条例が生きてこないんじゃないかと思えますが、その辺についてはどうお考えなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

確かに先ほどおっしゃるとおり、仕事量がふえている中で規定をしてその分で抱えてほかに回せないというようなことで、この条例が生きてこないんじゃないかという御指摘でございますけれども、そこにつきましては、まずはその業務ごとに、まず業務を行う上ではその課、あるいは係でコミュニケーションをとりまして、課長、あるいは係長の采配のもとと一緒になるとするということ一つはいきたいということでございます。

また、その部分で申しますと、公務上やむを得ないというところで全部くくるのではないかという御指摘でございますけれども、そこはあくまで100時間、あるいは720時間というところは、どうしてもというところでそこに災害とかいうところはどうしてもという部分でございますし、ほかにそこに他律的な業務というところでも国のほうでは示されておりますけれども、そこにつきましては限定をすることが大事でございます、その部分につきましてはこちらのほうでも検討をしているところでございます。

そういう中で、できるだけといいますか、条例を遵守するような形でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

きれいごとではやっていけないわけで、特に今、その部、その他でコミュニケーションをとりながらということをおっしゃいましたね。実は今、振り返ってみますと、部長制度ができたときにいろんな話が出たときに、みんなでやるんだというような、そう言われたことを思い出しますが、しかし実際、仕事を今まで流れを見てみますと、やっぱり1つの仕事をしている人たちが、ほかの人がその仕事をしている張本人がいないとき誰かが来たって、そのことはわからないというような現状は今までずっとあっているだろうし、皆さん方もそのことはお感じになっていると思うんですよね。

私も実は市役所におりましたから、仕事のあり方がある程度わかりますが、今は大分、昔と変わっているかもわかりませんが、私も1人だけで庶務の仕事をしていました。だから、全て1人でやらなくちゃいけない。誰かに受け継ごうとしたって、それを何かの仕事は受け継げないわけですよ。そういう実態があるわけですよ。

そういうことになりますと、やっぱりどうしても、もともとから仕事を与える分を分けてやれるような状態をつくらないと、いつまでたってもこういう形だけの条例をつくったって、それが生きてこないというようなことがあると思うんですよ。そういう意味では、やっぱり何といっても職員の数がずっと減らされていく中でこういうことを幾らつくったって、本当に解決の道がないんじゃないかと。

振り返ってみますと、私たちも超過勤務手当、超過勤務時間を出すわけですけど、それ以上になったときは、やっぱりカットしたり、そういう指令が出なくてもみずからでそういうことだってやったこともありますし、そういう条件だってあると思うんですよ。だから、やっぱり本当にこの条例をつくって、特例の場合は仕方ありませんが、それが生かせるようなこれからの体制づくりというのを私は考えていかななくちゃいけないと、そのことを思いますが、市長どうでしょう、その辺これから私は大事なことじゃないかと思うんですよ。その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

議員の御指摘でございますけれども、基本的にやっぱり管理者としてしっかりと職員の業務の内容を把握し、しっかりその業務が執行できるように職員を配置するというのが我々の務めだと、そのように思っておりますので、毎年毎年業務量調査というのをを行いながら、弾力的に人数を増減しながらですね。なかなか総人数は、やはりそんなに簡単にふやすというわけにはまいりませんが、いろいろな形で仕事ができるように、いろいろな提案については対応できるように、そういうことで総務のほうでやっておるところでございます。

やはり、その上限というのは国でこういうふうに決めてありますけれども、例えば私ども

の職員の中で実態的にちょっと古いデータでございますけれども、平成29年度でいきますと、年間で1人当たりの平均の超勤時間数が170時間ということでございますから、それが月当たり14時間ということでございますから、今の法律でいく上限からは、平均的にはずっと下回っているというところでございます。

ただ、先ほどありましたように、確定申告時の税務課とか、それから災害が集中したときの農林水産課の土木、それから道路の関係とか、そういうところには、やはりどうしても集中的に業務が集中しますから、月ごとではかなりふえるところもありますけれども、そのあたりにつきましても全体の状況を把握しながらやっておるところでございます。

ですから、我々いたしましたしましては、この法律の趣旨にのっとり、職員の皆さんの体制を把握しながらしっかりやっていると、それで今後もやっていきたいと、そういうことで、この条例もお願いしているということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ぜひ条例が生かせるような対応を努力していただきたいと思いますが、一番心配するのは、やっぱり職員さんたちの健康管理の問題ですよね。特にこれまでも肉体的なものだけではなくて、精神的な障害を持たなくちゃいけないように行き詰まった人も出てきておりますから、その辺は一番大事な職員を守るという立場に立って、やっぱり心身ともに健康でないと、市民を守る暮らしをしていくということは非常に困難になると思っております。

そういう面で、ぜひその辺のこれからの対応、形だけじゃない、より実質的にそういうことに取り組んでいただくことをお願いいたしまして、終わりにしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。一、二点、ちょっと質問をしたいと思います。

今、副市長のほうから平成29年度の年間での残業というか、超過勤務の時間数、それと一月当たり14時間というお話がありました。それは平均ですか。最高の方で一月にどのくらいなのか、1カ月にどのくらい超過勤務時間というものがあるか。私はやはりどうしても部署によって大分開きがあるんじゃないかなという気がします。よかったらその資料をお持ちだったらお答えください。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

最高で何時間というところまではちょっとわかりませんが、月で100時間を超えたというところも29年度の資料でございますけれども、延べ人数で6人と。29年度で申しますと、月60時間を超えたというのが44件、それから80時間を超えたというのが19件、それから100時間を超えたというのは6人、延べで69人という数字が出ております。

あと、職場ごとというところだと、確かに課によって大きく違いはありません。先ほど副市長が申されたとおり、災害とか起こった場合もここにも入っておりますので、その分では、かなりその部署については長時間になってきている職員もおります。

そういうことで、ちょっと課ごとにははっきりとはしておりませんが、そういう内容でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、課長にお答えいただきましたけど、もうちょっとデータをしっかりとこれはやらないと。だって鹿島市の場合、平成29年度、年間で平均170時間、一月14時間という数字はどこから出ているんですか。最高と最低がなかったら出てこないでしょうもん、こんな数字。今の御答弁はちょっとおかしいですよ。

私は働き方改革、これは今の時代、必要だろうと思っています。だから、これを否定するつもりは全くありません。ただ、これが今の鹿島市の職員にとってどのくらい有効なものなのか、それを私たちは聞かなければならないんですよ。

そういう中で、さっきのそのデータ、今よく国会でも出ていますけど、改ざんとまでは言いませんけど、もうちょっとしっかりしたデータが欲しいなと思います。

それでは、副市長にでもお聞きをしたいと思いますが、そんなに今回の上限までは鹿島市は聞いていないということです。ただ、残業等、部署によって超過勤務によって少し精神的に疲れが出ていらっしゃる方とか、それとかそれが原因で休暇をとられている方とか、そういうふうな状況はどのように管理者として把握をされていますか。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

まず、先ほどの超過勤務の件につきましては、確かに一人一人のその月の月数、全てデータとして上がってまいります。その中で、その月に物すごく多いな、気になるなという職員に関しましては総務課のほうで課長ないし、その担当にヒアリングをするというような形でフォローはいたしております。今、データとしては、個別の小さいデータはここには持ってきておりませんが、そういうことで管理はしっかりとやっているところでございます。

ので御了解いただきたいと思います。

それから、議員おっしゃいました超勤の管理はそういうことでやっているわけですが、もっと具体的に申しますと、そういう小さな、やっぱりどうしてもその都度その都度で超勤はずっとふえます。やっぱりイレギュラーな仕事とかありますから、平均すれば1人月10時間、年間ではそうですよということですけど、その時点、時点ではかなりやっぱり業務量がその職員にかかっていくということとはございます。

そういう中で、先ほど申しましたように、一つ一つのデータを職員係のほうでチェックしながら管理して、人をやってすぐにどうにかなるといものではないでしょうけれども、どこかで係の中でカバーできないのか。じゃ、そういった場合には、それでもできない場合には外部からの応援もできないのかと。そのあたりについては一生懸命担当課と話をしながらやっております。

でも確かに、なかなかその時期、時期の関係で超勤数、総数は減らすように、平成26年を最高として、そこから20%減という目標でやっていますけれども、なかなかぎりぎり、なかなか減っていかない部分もございます。

というのは、その時点で多かった行事がなくなっても新たな行事ができる。そうしますと、新たな行事について超勤がふえていくというような形で、そのあたりでなかなかうまくコントロールできない部分もありますけれども、先ほどから申しますように、超勤の時間の把握はしっかりやりながら対応していくと、そういうことでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

職員の方の仕事ぶりを見ていて、やっぱり今、こういうふうな年度末に差しかかってくると非常に忙しいというか、ほとんど1階の一部のところは夜遅くまで電気がついているとか、そういうふうな感じです。市役所の中にさまざまな課があるわけですが、各課ごとに非常に忙しい時期というものはどうしてもあると思います。それは私も理解をします。

ただ、先ほど月100時間以上の方が今まで平成29年度に6人はいたというところがちょっとやっぱりひっかかる場所なんですね。こういうふうに職員の健康管理を考えると、余り残業、超過勤務時間というものは少なくしたほうがいいという考えはもちろんあるんですが、じゃ、今度はそれで生産性を上げられるのかと聞かれると、私は何とも本職ではありませんからよくわかりません。だから、そうなってくると、今度は職員数に余裕がないのかという話になってきます。

今、日々雇用であったり、臨時職員の採用で、ある程度仕事をスムーズに、円滑にいくためにされていると思いますが、どうでしょう市長、このあたりこういうふうな働き方改革というものが出てきた現状を踏まえると、職員数のある程度この人数で抑えましょうという

理論が少し崩れてくるんじゃないかなという気がするんですが、市長のお考えはどうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

実態はおっしゃるとおりなんですよ。というのは、特に民生関係といいますか、福祉関係は制度改正がどんどん行われてきておりまして、それなりの業務量はふえてきていると、これは間違いないと思います。ただ、問題は、ふえてきている分に純粹にふえているのか、もう少し減らしてもいいといいますかね、例えば一番典型的にわかりやすいのは、外注していいんじゃないかと、それから臨時的にお任せする、よくある指定管理とか、そういうものができるのかという議論、これはしないといけないと、そういうふうに思っております。

それから今、財政基盤強化計画の流れの中で、このまちは一定の数字を目指して少しずつ減らす方向に働いているんですが、片方では定年延長みたいな動きの中で、定年になられてもそれ以後にまた再雇用するというシステムを導入しております。したがって、その人たちは、いわばベテランでございますから、端的に言えば新規採用の何人分もいろんな意味で知識と経験、あるいは対応も能力も持っておられるかもしれない。しかも、最近では年齢的にも高齢者になられてもそれなりに体力的にも能力は持っているという一般的な評価がございます。

そんな中で、今、何をやっているかと。2つやっているんですよ。

1つは、必ずしも決められた数字にこだわってずっと減少していくということは、本当は適当じゃないんじゃないかと。そういうことで、少し先延ばししているんですよ。というのが1つ。したがって、年齢の若い力は従来ほど削減はかかっていないんじゃないかと思っております。片方で再雇用いたしておりますから、問題はどこでその人たちに働いてもらうかということではないかと思っております。

現在のやり方、ことし、今まさに採用と、それから人事配置の検討の真っ最中なんですけれども、そういうことを頭に置きながら私たちは編成をしているというふうに理解をしていただいて結構だと思います。端的に言えば、どこかで無理をしないといけないというような状況にはございません。できるだけ人事でいいますと適材適所ということで、業務量からいいますと必ずどこ調整が来ますからね。

したがって、必要なのはさっき1つ言いましたけど、2つ目がいろんな意味でどこかに業務量がかかっているとすれば、それは一過性であるのか、構造的なものなのか見極めて、もし構造的なものがあるとすれば対応しないといけないのが、1つは人員のいわば張りつけの見直しですよ。それから、課の編成等々の組織編成を見直さないといけない。これはやらないといけないと思っております。現時点で、部、課の見直しをやらないといけないほどの

状況ではないと思って作業は行っておりますが、これまでのことを踏まえて、場合によっては、来年は組織編成の見直しに着手しないといけないかなと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

市長ありがとうございました。

市長のお話を聞いて、しっかりとそのあたり考えてやっていらっしゃるなという気がいたしました。私も場合によっては、やはり配置がえ、そのあたりを考えないと、これが根本的に仕事のやり方自体が間違っている部署がもしあったとしたら、いつまでたっても超過勤務、ほとんどのその課の職員が非常に高い残業といたしますか、超過勤務を行っているという部署があれば、これはやはり見直す必要があるんじゃないかなと考えております。

それとやはり、私たちも職員の方が一、二年でころころと職場が変わることに賛成とはいいません。やはりある程度ベテランの職員もつくっていただきたい。しかし、そういう中で、その職員の方に余りにも負担をかけてしまうと、そこもまた問題です。

先ほど市長がるるお話しをいただいたこと、そのあたりをしっかりと部長以下、課長さんにもお伝えをいただいて、今後の人事の配置等も含めて考えていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番福井正でございます。質問をいたしますけれども、この鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例ということで改正がされるわけですがけれども、この条例の対象者、正規職員だけなのか、それとも臨時なり、嘱託なり、また指定管理の施設で働いている方もいらっしゃいますけれども、全ての方たちに適用される条例なのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

適用の職員ということでございますけれども、こちらのほうは全ての職員に関するものでございます。（43ページで訂正）

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

もう一度確認しますが、例えば臨時なり指定管理者施設に勤めておられる方たちも全てということでもいいんですか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えします。

指定管理に係る部分は鹿島市の職員ではございませんので、鹿島市の職員を対象ということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでは、例えば学童保育の支援員等々、学校支援員等々もいらっしゃいますよね。そういう方たちも適用になるということでもいいですか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

基本的にはその職員も適用の範囲内ということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そこまでわかりました。

実は、この働き方改革で、企業の場合ですけれども、企業の場合はいわゆる残業をやめさせるためにどういう処置をとっておられるかといったら、今、ほとんどパソコンで仕事をされていますから、パソコンの電源を一斉に切ってしまうとかいう形で、強引に残業させないというやり方をとっているところもあります。

ただ、例えば鹿島市の職員の皆さん方、どうしても残業せざるを得ないという、ひょっとしたら超過するかもわからないという事態も発生すると思えますけれども、そういう場合にどういうふうな方策で超過勤務をやめさせるという考え方がございますか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

確かに強引にというか、よその市町村のお話ですけれども、電源を切るというようなこ

ろもあったように思いますけれども、まずはあくまで目標ですよね。それを先ほどお答えしましたけれども、遵守するような形で持っていくと。そこは職員間の協力であり、また管理職の管理のもとに行うということでございます。

ですから、そこで確かに超過勤務をする上では、まずは課長のほうに、残業してよろしいですか、こういう業務をしますので残業いたしますということで申請をして、あくまで許可という形をとっておりますので、そこは管理のもとにまずは第一に行うということでございますので、強引にということまでは今のところ考えていないということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

強引にということは多分ないとは思いますが。ぜひそうしていただきたいと思っておりますけれども、もう一つ考えられるのが、これは一般企業の場合ですけれども、残業時間が過ぎたらパソコンを自宅に持って帰って自宅で仕事をするという例もあります。職員の皆さんはそういうことはなさらないと思っておりますけれども、そういう場合はあり得るのか、あり得るとしたらどういふふうな対策をとられるのか、お尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えします。

家に持って帰ってから仕事をするということはありませんと、うちのほうの管理ではデータ管理全てうちのサーバー内ですということにしておりますので、持ち出しはできませんので、家のほうで仕事をするというのにはあり得ないということで考えております。

それから、ちょっと先ほど自分が間違った答弁をいたしましたので、訂正をさせていただきますと思います。

先ほどの適用職員でございますけれども、あくまで地方公務員法の適用を受ける職員ということで、正規職員と再任用の任期つきのみで再任用職員と任期つき職員ということで回答をいたしたいと思っておりますので、先ほどの回答、答弁を変更したいということでお願いします。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正君。

○13番（福井 正君）

今、答弁を変更されましたけれども、ということは、学童保育に携わる方とか学校支援とかいう方たちは適用外ということですか。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

適用外ということでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

適用外ということなんですが、現実には学童保育に携わっている支援員の方たちというのは、親が迎えに来るまでは残っとなんといかんということでありまして。定時になっても帰られないという方たちもおられます。ということは、そういう方たちがこれは残業扱いになるのかどうか、その確認をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

学童の支援員の話でございましたけど、私のほうから答弁いたします。

基本的に勤務時間というのは定められておりますので、それを超えた分は当然、超過勤務時間になるということです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

福井議員に申し上げます。

1議案につき回数制限を行っておりますので、この程度でとどめていただきたいと思えますけど、もう一回質問されますか。（「いや、いいですよ」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

2番議員の片渕清次郎です。よろしく申し上げます。ちょっと1点だけお尋ねをいたします。

先ほど残業の実績を紹介していただきましたけれども、平成29年度、6人の方が月100時間オーバーの残業をされているというのを聞いたんですけど、ちょっとその1点を。

民間企業、私がいましたのがいろいろあって、最後、運送業だったんですけど、その運行管理者、責任者をやっておりますして、月に100時間の残業、勤務オーバーがあった場合には労働基準監督署、ここへのまず報告義務がございました。それと、年に3回以上、月100時間オーバーのある職員については、医師の健康診断を受けさせなければならない、それと労働基準監督署から業務改善計画というのを2カ月、3カ月ほどにわたって報告義務がありまして、運行管理者の立場からすると非常に残業にも厳しいチェックをせざるを得ないのが民間の会社ですね。

今、この鹿島市役所で、例えば、そういった100時間オーバーとかの方がいらっしゃるというのを聞いて、そういった労働基準監督署、その辺との兼ね合い等はどのようなのがあるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

我々地方公共団体の職員についてはその適用がないということでございますので、先ほど申されたような形での運用はなされていないということでございます。

○議長（松尾勝利君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

少し補足させていただきますけれども、基本的に私どもは地方公務員法によって縛られておりまして、それに基づいた運用をしていくということで日々管理をしているということでございますので、今回、条例を改正してはございますけれども、その以前でもやはり100時間を超える職員については総務課のほうでしっかりとヒアリングをしたりして対応をしていると、そこはそういうことでやっているということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

民間との違いということで、確かにその労働基準監督署というのは民間の企業に対してチェック、監査をするところになるわけなんですけれども、実問題として100時間を超えた方、あるいは残業等が重なって体調を崩された職員の方がいらっしゃるというのも過去の議会答弁等でも聞いております。

要は、そういった体に異常を来す、そのような無理な勤務になる前に、やはり民間とすれば、例えば、今申し上げました3カ月以上100時間オーバーがあった場合は、必ず医師の健康診断を受けさせなければならない。それと業務改善計画を提出せんといかんと、そういった厳しい基準等が設けられておりますので、ぜひその辺も参考にされて、鹿島市でもきちんとしたそういったルールを厳しく自分たちで整えて、今後、働き方改革につながりますけれども、しっかり管理者の方にはチェックのほうまでよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時6分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第5 議案第11号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第11号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

それでは、議案第11号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は19ページ、説明資料は9ページからでございます。

議案書19ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、学校教育法の一部改正に伴い、条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

改正理由でございますけれども、学校教育法の一部改正により、専門職大学の制度が平成31年4月1日から新設されることに伴いまして、条文の整備を行うものでございます。

ここで専門職大学について御説明を申し上げます。

専門職大学とは、幅広い教養や、学術研究の成果に基づく知識・理論を学ぶ大学でございますけれども、特定職種の実務に必要な知識・技能を学ぶ専門学校を融合した特定の職業の

プロフェッショナルになるための必要な知識・理論等、実践的なスキルを学ぶ大学として創設をされたものでございます。

専門職大学と専門職短期大学というのがございまして、大学は4年、前期・後期に分けられまして、前期が2年から3年、後期が1年から2年、短期大学は2年から3年というふうになっておりまして、卒業生には学位が与えられるということになっております。この専門職大学が学校教育法で規定をされましたので、それに伴いまして関係条例の改正を行うものでございます。

議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。

まず、1条の改正といたしまして、鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正を行っております。こちらのほうは引用条文の項ずれに伴う改正でございます。

第2条では、鹿島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行っております。

放課後児童支援員の要件について、社会福祉学、心理学等を履修した大学を卒業した者に加え、専門職大学の前期課程を修了した者を含めるものでございます。

第3条では、鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の改正を行っております。

専門職大学の前期課程を修了した者には、短期大学士の学位が授与されることとされております。このため、水道事業の布設工事の布設監督者及び水道技術管理者の資格について、専門職大学前期課程修了者を短期大学卒業者と同等に扱うこととしたものでございます。

なお、施行期日は平成31年4月1日といたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市職員の自己啓発等休業に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第12号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．議案第12号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

議案第12号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の22ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、佐賀県職員の給与改定に準じた職員給与の改正及び単身赴任手当の創設に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料は14ページからでございますけれども、資料の25ページをお願いいたします。

この給与改定の基本となります平成30年佐賀県人事委員会勧告の概要について説明をいたしたいと思います。

給与勧告のポイントでございますけれども、(1)公民の給与較差に基づく給与改定を行うものでございまして、公民の給与較差に基づく給与改定は、月例給で県職員の給与と民間給与の較差が416円、率にして0.12%の較差があったことから月例給を引き上げ、また、期末手当に支給月数を0.05月分引き上げまして、現行の4.40月分から4.45月分とし、引き上げ分を勤勉手当に配分するというものでございます。

また、宿日直手当につきましては、国に準じて改定をいたすものでございます。

勧告の根拠となります民間給与実態調査でございますけれども、企業規模50人以上、かつ事業規模50人以上の県内の民間事業所391事業所から無作為に163事業所を抽出いたしまして、平成30年4月分の給与月額等について実施調査をいたしたということでございます。

その結果、①の月例給では民間給与との比較の対象となります行政職給料表適用職員の比較給与により較差を算出した結果、26ページの上の表でありますけれども、民間給与のほうで416円、率にして0.12%上回っておりますので、較差解消をするため引き上げるものでございます。

次に、期末勤勉手当の改定につきましては、従来から国や他の都道府県と同様に0.05月分を単位として実施しておりますので、そこで一昨年8月から昨年7月まで1年間の民間の特別給支給割合と県職員の年間期末手当、勤勉手当の支給月数と比較をしたところ、26ページの中ほどにございますけれども、民間支給割合4.45月のほうが県職員の支給月数現行4.40月より上回っていたところでございます。そこで、民間の支給割合に見合うように0.05月分を引き上げ、勤勉手当に配分するというところでございます。

中ほどの右側の表をごらんください。

一般職の職員の場合、平成30年度については12月の勤勉手当、現行0.90月を0.05月分引き上げて0.95月分とし、平成31年度以降は6月期と12月期の期末勤勉手当を平準化し、それぞれ1.30月、0.925月とするものでございます。

勧告の実施時期でございますけれども、月例給の改定及び宿日直手当につきましては、平成30年4月1日。期末手当、勤勉手当につきましては、平成30年12月1日とするもので、以上が平成30年佐賀県人事委員会の給与勧告の概要でございます。

本市の改正の内容でございますけれども、佐賀県の職員の給与改定に準じまして給料表を改正し、初任給を2,500円引き上げ、若年層についても1千円程度、そのほかにつきましても100円引き上げるものでございます。また、勤勉手当についても佐賀県と同様、引き上げ分0.05月を勤勉手当に配当し、一般職の勤勉手当を現行の0.90月を0.95月に引き上げまして、31年度以降は6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.025月引き上げ0.925月といたしまして、また、期末手当については現行6月期が1.225月、12月期が1.375月を平準化し、6月期、12月期ともに1.30月とするものでございます。

再任用職員の勤勉手当につきましては、佐賀県の人事委員会勧告に基づきまして引き上げることといたしまして、勤勉手当の支給割合を0.05月引き上げ、30年度の勤勉手当の12月期に現行0.425月に0.05月を加算しまして0.75月といたし、また、31年度以降については6月期、12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げ、0.45月といたしまして、期末手当についても現行の6月期0.65月、12月期が0.80月を平準化しまして、それぞれ0.725月とするものでございます。

宿日直手当の限度額の改定でございますけれども、通常執務後の宿日直勤務、また、通常執務時間の2分の1勤務後引き続いて行われる宿日直勤務の場合ともに2千円を引き上げ、常道的な宿日直手当につきましては月1千円を引き上げるものでございます。

続きまして、28ページをお願いします。

単身赴任手当の創設をいたしております。

災害を受けた被災地から人的支援、職員派遣の要請に応える、あるいは交流人事に伴い、今後、単身赴任により職員派遣が想定をされますので、職員派遣の環境整備を目的として単身赴任手当を創設する等の改正を行うものでございます。

支給の対象者でございますけれども、4項目設けております。公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴う転居、あるいはやむを得ない事情により同居をしていた配偶者と別居、また通勤距離が距離制限の基準以上になること、また単身で生活することを常況とすること、この4項目を支給対象の要件といたしております。

手当の額は30千円を基礎として、交通距離に応じて加算をするということにいたしております。

また、人事交流をいたしておりますけれども、人事交流等の職員も対象にいたすということでございます。

そのほか、手当の種類の追加と住居手当の改正を行っております。

施行期日につきましては、第1条による改正を公布の日から施行と。第2条による改正を31年4月1日というふうにいたしております。

参考として29ページのほうに、今回の給与改定に伴う人件費の影響額について示しておりますけれども、御参考までにごらんいただければと思います。

これにて説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

1点だけ質問をさせていただきます。

今回こういうふうに議案上程されている部分は、今月の定例会の前に全員協議会で説明を受けました。そのときも議員の中から質問があったと思いますが、ここに民間給与実態調査、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内の民間391事業所から無作為に163事業所を抽出し、4月分の給与月額等を実地調査、調査完了145事業所4,934人と書いてありますが、この50人以上の県内の民間企業391の中に鹿島の企業が入っていますか、再度これをお聞きいたします。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えをします。

先ほどの391の中に鹿島の企業が入っているかということでございますけれども、そちらのほうについては確認がとれておりません。ただ、総務課のほうで鹿島の企業5社に対しまして、今回の給与改定についてのヒアリングといたしますか、ちょっとお聞きをしたというところで、こちらのほうとしては資料をそろえております。その中では今回微増、あるいは据え置きというような回答をいただいているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今月の中旬ぐらいに全員協議会があって、そこでも同じような質問をしたわけですね。それだったら、県にどのような問い合わせをしたのか。今、担当課長は市内5社にヒアリングをしたと。じゃ、その結果、その5社、事業名は名前を伏せたとしても言ってくださいよ。この県職員の給与月額359,239円に対し、何社がそれを上回っていたのか。それとも何社が

それを下回っていたのか、ヒアリングをしたらわかると思います。お答えください。

○議長（松尾勝利君）

中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

お答えします。

ヒアリングと申しましても、今回お聞きをしたのが、今回の給与改定で企業さんのほうに
どういうふうな対応をされるのかというような簡単な電話での聞き取りでございまして、実
際に額等をお聞きしたということではございませんので、御理解をいただきたいと思いま

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

きょう、こうやって議案に上がってきて初めて私たちも説明を聞いて、そして担当課が答
弁をされるんだったらそれでもいいかもわからない。しかし、もう半月以上前に全員協議会
で同じ質問をしたんですよ。そしたら本会議用として答弁は用意すべきじゃないですか。納
得はできないと思いますよ。本当に鹿島市の民間の企業もそういうふうな給与形態がなっ
ているのか、私たちは議員として判断がしにくいじゃないですか。そこのあたりをしっかりと
御答弁をいただきたいと思えます。

幾ら言ってもそれ以上資料がないんだったら答弁はできないと思えますが、基本的に県の
人事委員会の勧告、基本的にはずっと従ってきます、これが上がろうが下がろうが。これは
従ってはいくんですが、やはりある程度その内容を議員もしっかりと把握した上で判断した
いんですよ。ですから、そこのあたり、これから先のこともあると思えますので、よろしく
お願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、
これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第13号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

それでは、議案第13号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

提案理由でございますけれども、市長及び副市長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

特別職の期末手当の改定につきましてでございますけれども、これまで国家公務員の指定職の賞与等を参酌しながら改定を行ってきたということがございますので、同様に今回、所要の条例改正を行うものでございます。

一般職と同様に平成30年度の期末手当につきまして現行の12月期1.725月を0.05月引き上げまして1.775とし、平成31年度以降につきましては6月期と12月期を平準化いたしまして、それぞれ1.675月というふうにいたしたいということでございます。

この条例改正の第1条の規定による改正につきましては公布の日から、第2条の規定につきましては平成31年4月1日からということで施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例の制定につ

いては、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第14号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8、議案第14号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

議案第14号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

提案理由でございますけれども、教育長の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

教育長の期末手当につきましても市長及び副市長と同様の改正内容でございます。

第1条におきまして、30年12月期の期末手当につきまして、0.05月分を加えまして1.775月というふういたします。

また、第2条におきまして、平成31年6月と12月期の期末手当につきましては平準化をいたしまして、それぞれ1.675月というふうにいたすものでございます。

この施行期日でございますけれども、第1条による改正につきましては公布の日から、第2条の改正につきましては31年4月1日から施行をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第15号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9、議案第15号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

議案第15号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

提案理由でございますけれども、議員の期末手当を改定したいので、この案を提出するものでございます。

35ページが条文でございます。

第1条で、平成30年12月期の期末手当を0.05月ふやしまして1.775月とするものでございます。また、平成31年以降につきましては、6月期と12月期それぞれでございますけれども、平準化をし、それぞれ1.675月とするものでございます。

施行期日でございますけれども、第1条の改正につきましては公布の日から、第2条につきましては平成31年4月1日から施行をするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議案第16号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第16号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は36ページから、議案説明資料は30ページからでございます。

まず、議案書36ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付利率等を変更したいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして議案説明資料で御説明いたします。

まず、30ページは新旧対照表となります。説明は省略いたします。

31ページをお願いいたします。

まず、1の改正理由について御説明いたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸し付けについて被災者のニーズに応じた貸し付けが行えるよう所要の改正を行うものでございます。

ここで、災害援護資金について御説明をいたします。

同じページ末尾の参考をごらんください。

災害弔慰金の支給等に関する法律第10条の規定によりますと、災害援護資金とは市町村が実施主体となって被災者の生活の立て直しに資するために設けられた法定の貸付制度のことでございます。

次に、2に戻っていただきまして、主な改正内容について御説明をいたします。

1点目、保証人及び利率について申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、災害援護資金の借入れの際、保証人を立てる必要がなくなり、また、貸付利率が年3%以内で条例に定める率となったため、保証人及び利率の規定について改正するものでございます。

現行の規定では借入れの際保証人が必要で、年3%の貸付利率となっておりますが、改正後は保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1%と規定するものです。

次に、2点目の償還方法について申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正され、償還方法に新たに月賦償還が追加されたため、関係する条文を整備するものでございます。これにより、現行の年賦償還、

半年賦償還に加え月賦償還も元利均等償還が可能になるものです。

最後に、施行期日は改正法の施行期日に同じく平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

それでは、1点だけ質問したいと思います。保証人の関係でお尋ねをしたいと思いますが、この保証人というのは保証人を立てれば無利子ということですので、なるだけ立てたほうがいいわけですが、保証人の条件というのがあるんですか、保証人になる人の条件。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

政令のほうには保証人に対する定義というものは規定をされていないところでございますが、一般に言われるところの連帯保証人ということで理解しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ちょっと今のでわかりませんが、何で私がこれをお尋ねしたかといいますと、今いろんな貸付制度だとか、例えば、市営住宅の入居だとかありますね。そういうのに対して保証人が必要だということがあります。その保証人の条件が非常にいろんなことでなり手がなくなっているのがあるんですね。

例えば、こういうのがありましたね、間もなく新年度ですが、子供たちが奨学金を借りるのにも保証人が要ると。その保証人は何歳までで、それから収入がどれくらいなければいけないとか、それから市営住宅もそうだと思いますが、そういう貸付金もそうですが、そういうのがあるためになかなか——例えば、奨学金にしたって申し込みがしにくいと、そういうのが現実的に私も今回もあつたんですよ。だから、こういう制度にもそこまであるのかどうかですね。特にそういうお金を借りるといふ人たちは割かし貧困な人が多いわけですよ。そしたら、よっぽどの人がいない限りはそういう人たちの保証をする人はいないんですね。

例えば、私なんかもだめなんですよ、年齢が来ていますからね。私はある問題についてはどうにもできないんじゃないかということでごり押しをしたということもありますが、そういうことはできないんですよ、なかなか。だから、その辺について、せつかく制度がありますから、そういうのを利用しやすいようにしなくちゃいけないし、貸すためにはその保

証というのがないといけないと思いますが、その辺について、ちょっと私、今の答弁では具体的にどうなのかというのがわかれば聞きたかったんですけどね。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

保証人について具体的に所得が何万円以上とか、そういった規定は特にございませんで、一般に銀行とかで借りる際の保証人といった位置づけでは私たちも考えてはいるところです。

実際貸し付けをする際は審査をすると思いますので、その際は保証人にどなたがなられるのかということについては、少しこちらのほうでも審査の中でいろいろ考えていくということになるんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろんな問題があると思いますが、特にこういうのになりますと、やっぱり必要な人が、誰もが対応できるようにしてもらいたいし、保証人についても、先ほど言いましたように、なかなか保証人は誰もがなりたくないわけですけど、それをやらないとどうしようもないということですので、審査の段階でいろいろ検討されるだろうということがおっしゃられていますが、その辺はやっぱり十分に検討しながら、いろんな問題が起きないように形の保証をお願いしたいと思います。年齢とかなんか来ておったら、収入があってもだめなんですよ。そういうのが結構ありますので、そういう対応についてはよろしく願いをして終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休会といたします。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第11 議案第17号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第17号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第17号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は38ページから、議案説明資料は33ページからでございます。

まず、議案書38ページをお願いいたします。

今回の提案理由ですが、子どもの医療費助成について、助成対象を拡大したいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして、議案説明資料で御説明いたします。

33ページから35ページまでは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

36ページをお願いいたします。

まず、改正理由について御説明いたします。

子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成の対象者を高校生等まで拡大することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容について御説明をいたします。

現行では、ゼロ歳から中学生までを対象に、通院、入院に係る医療費を現物給付方式で助成しています。ここでいう現物給付方式とは、保護者が医療機関窓口で自己負担金をのみを支払う方式のことです。

今回新たに高校生等を対象に追加し、入院に係る医療費について償還払い方式により助成するものでございます。償還払い方式とは、保護者の申請に基づき自己負担金を除く一部負担金について払い戻す方式のことです。

なお、償還払いにおける入院に係る自己負担金については、一月当たり1千円といたすものでございます。

最後に、施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今回やっと高校生までの医療費無料制度が実現することになりました。通院は別ですけど、振り返ってみますと、ゼロ歳児の医療費無料を提案し、実現されて50年です。やっとなんという感を受けておりますが、本当にここまで来て、まだ不十分な面もいっぱいあると思いますが、よかったなと私は思っております。

お尋ねをしたいと思います。私はまずやっぱり高校生、入院までたどり着きましたけど、通院についても、ぜひ早い時期に実現をしていただきたいと思うんですが、この通院についてはどのようにお考えなのか、今後、あとの時点ぐらいまでで通院まで無料にしようという、そういう御計画があったら教えてください。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

高校生等の今後の通院医療費の助成についての考え方ということでございますけれども、先ほど松尾議員おっしゃったように、この医療費助成については段階的に医療費助成というものを実現しているというような状況です。

小・中学生の入院医療費助成を行ったのが平成23年からというふうになっております。平成24年に就学前の子どもの医療費助成の現物給付化と小学生の通院医療費助成、平成26年に中学生の通院医療費助成、それから、平成29年に小・中学生の医療費助成の現物給付化というふうな、今までも段階を踏んで実施をしてきたところです。

今回初めて高校生の入院医療費の助成を償還払いで実施する予定ということですが、この就学後の子どもの医療費助成というのは、今のところ地方単独事業ということで、全額市で賄う必要があります。かつ一時的な金額ではなくて、これはずっと将来にわたって負担していく経常経費となります。一旦導入してしまうと、これはやめることができない事業でもあります。導入に当たっては、今後の財政状況等を見ながら慎重に検討をすべき事業ということで、全庁的に議論を行い、今回、入院医療費の助成ということで執行部として意思決定を行ったものです。

今後の通院医療費への助成については、現段階ではその方向性が決定していませんが、今後の本市の財政状況や保護者の要望などを踏まえて決定していくべきものではないかという

ふうにご検討しております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

次にお尋ねをしたいと思いますが、償還払いの件ですけど、以前は償還払いの場合は、市のほうに書類を取りに来ていただいて申請するという形だったと思いますが、今回もそういう形なのかどうか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

償還払いの申請書につきましては、最終的には市のほうに御提出していただく必要があると思いますが、申請書の様式については、今、市のホームページあたりからダウンロードできるようになっております。もちろん福祉課の窓口でもお渡ししますが、御家庭にパソコンとプリンターがあれば、御家庭で打ち出すことができるといった状況でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

以前はインターネットとかなんか、そういう利用がほとんどないところは市役所まで取りに行かんといかんで、特に時間幾らで働いているお母さんたちは、わざわざそこに行って申請しよったら賃金がないから、もうせつかくだけどというようなことで利用できないというようなことも実際ありました。ただ、今回はそういうことですが。

例えば、病院、どういう病院にかかるかはわからないので、そう余計置けないと思いますが、例えば、病院に申請書を置くというようなことは考えられないんですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

今回、申請は入院に限って医療費助成をするということです。ですから、そう通院のように頻度そのものが多いわけではないですので、今のところ、市のホームページからダウンロードするなり、もしくは市のほうで申請書を配布したりという方法でいきたいとは考えております。

また、病院のほうに申請書を置いておくと、現在、小・中——中学生までは現物給付という方法なので、病院といえますか、中学生までの保護者の方は申請書を必要とするパターン

が余りないのかなと思いますので、今回は入院ということで少し頻度的に少ないと思いますので、病院のほうに据えつけるということまでは現在のところは考えていないところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

じゃ、次お尋ねしますが、高校生まで無料化になりましたが、大体財源的に幾らなのか。それから、例えば、それを通院まで含めた場合にはどれくらいになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

まず、今回条例が改正された場合は、新年度予算のほうに高校生等の入院医療費助成の予算を計上しておりますけれども、その金額でいいますと、31年度当初予算の額でいうと、1,500千円を今回、高校生等の入院医療費の助成の予算として計上しております。

それと、仮に通院まで助成したら幾らぐらいになるのかという御質問ですけれども、医療費ですので、その年度によって多かたり少なかったりというのはあるかと思いますが、これは見込みといえますか、試算なんですけれども、償還払いで通院をしていた中学生の実績あたりをしてみますと、一番多くて7,700千円程度年間かかっているようです。ですから、今回の入院が1,500千円と7,700千円を合わせた9,200千円程度は償還払いの場合でも年間予算として必要じゃないかというふうに見込んでいるところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございます。医療費無料制度についてはまだまだ改善しなくちゃいけない面もたくさんあると思いますが、より充実したものになして取り組んでいただきたいと思います。

1つ、ほっとしましたのは、先ほど課長が、やめることのできない制度だからとおっしゃいましたね。実はこれは一遍やまったことがあるんですよね。最初、ゼロ歳児の医療費が無料になったんですが、私が落ちちゃけた途端やまりました。いや、それは事実なんですよね。最初、お年寄りの医療費と子どもの医療費が無料になったんですよ。次の選挙で私落ちましたので、見事にこれも落ちました。しかし、今しっかりとやめることのできない制度だということ。守っていきましょう、お互いに。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

非常に段階的ではありますが、ありがたい制度ができてきたなと思っております。お子様方の医療費に関して、これだけ助成ができるということは素晴らしいことであると思います。

実際、じゃ、今、自己負担として親御様あたりが負担されているのを払った場合、その金額というのは全体で幾らなんですか。今、親御さんが負担されている金額の総額。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

親御さんが負担している額ということですが、仮にといいますか、今、中学生までが負担をしている、通院が500円、入院が1千円ということですが、保護者の負担分だけで29年度の実績でちょっと試算をした結果なんですけれども、保護者の負担分が24,900千円ほどかかっているということです。そのほかに、いわゆる医療費助成として鹿島市のほうから負担しているのが98,400千円程度ということになりますので、合計した金額120,000千円程度が保護者負担分まで含めた子どもの医療費の全体額ということになるかと思えます。以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

全体で120,000千円程度、保護者が25,000千円弱ぐらいですね。

通院に関しましては、ある意味、ちょっとしたことで病院に行くとかなんとか、そういうのを食いとめるというところで1回につき500円とかもらうと、そういう意味合いもあるのかなとは思うんですね。入院に関しましては、わざわざ入院しに連れていくよというような親はおらんとするわけですね。病院に行って病院の判断で入院をされると思うわけですね。そういうところは、さっき言ったように、なるべく病院に行かんとというのは、あれには関係ないかなと思うんです。

実際入院されている分で今どれぐらいかかっているのか、保護者の負担でどれぐらいあるのか、わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えします。

これもちょっと29年度の実績に基づく試算ということですが、あくまで保護者が1

千円負担するという額ですが、件数としてそんなに多くはなくて、就学前と小学生、中学生合わせても490件ほどしか29年度実績としては上がってきていないので、掛ける1千円で490千円というふうな試算になるということです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

ゼロ歳児から中学生までで29年度で490千円ほど、500千円ぐらいかかっているということなんです。今、ふるさと納税のほうも大分御協力いただいている金額がふえておりますので、ぜひとも子育て支援とかいうところで指定寄附があった場合には、こういうところにも使えるのじゃないかなとは思いますが、市長このあたりはいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

2つのお話をしたいと思います。

医療費というのは、要するに誰が負担するかという問題でございまして、例えば、通常の場合の共済なり保険納付式だと3割負担だ、なんだとあります。子供さんたちのほうは、今お話がありましたように、方式は違いますけれども、高校生、それから18歳の人までということに今回踏み出すわけですよ。

そういうことと、それからもう一つ、ふるさと納税の話は、あの金は、実は鹿島市の場合には自由に使えるようになっていませんので、項目が決まっているんですよ。あなたは何に使ってほしいですかと丸をつけてもらうようになっています。その範囲内であれば、お話しすることは成立をする可能性はあると思います。しかし、今のところ、どちらかというと、ふるさとの振興のほうに軸足を置いておりまして、福祉とか民生のほうには自由に使えるようにはなっておりません。したがって、金があるから使えばいいじゃないかという発想はあんまりとってもらわないほうがいいんじゃないかと。むしろ、7項目ですか、ちゃんと決まった範囲内で必要な金を使っていくというふうになっていますので、片方にはあるということと金額がそのくらいだからいいじゃないかという議論は、ややショートカットかなと、私はそういうふうに思います。必要なことがあれば、バランスよく緊急性を見ながら必要なところに予算をつくっていく、これが予算の原則ですから、そのところは余り財源と人々とをショートカットで結びつけないでいただければと思っております。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

わかりました。でも、指定寄附で、民生、福祉のほうでもあると思いますので、ぜひとも段階的に医療費は助成していくんだということなので、入院に关します負担も、まずここが第一歩なのかなと思ってこのように質問をしました。ぜひとも御協力ください。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

1点だけ。

今、ゼロ歳から中学生までは現物給付という方式で助成をされていると思いますが、今回は償還払い方式ということになっています。利用する立場としては、やはり現物支給の方式をやってもらったほうがよかったんですけども、今回、償還払いということですが、この償還払いにした理由は何なのか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

同じ入院助成でも、確かに償還払いと現物給付という方法がございます。従来から段階を経てということにしておりますが、当初は中学生の場合も償還払いから基本的にはスタートをしております。この理由は、基本的には、償還払いと現物給付では、それにかかる経費が少し現物給付のほうが多いということがございます。これは、ちょっと比較できるかどうかの問題はあるんですけども、年度で上下がありますので、比較できるかどうかはありますが、仮に償還払いで一番多かった年度が、あくまで中学生だけをちょっと見てみますと、償還払い、27年度に1,552千円経費がかかっております。それと、現物給付は昨年度からスタートしました、29年度の現物給付が、中学生で入院だけ2,715千円というふうに、少し現物給付のほうが、医療費の、これは抑制の問題があるのかなとは思いますが、多いこととなります。やはり従来から鹿島市がとっている段階的な措置ということで、いきなり現物給付というようなことには入らなかったということがございます。

以上です。（発言する者あり）

済みません、追加で答弁いたします。

現物給付自体は、佐賀県内で医療機関と県内の自治体と契約を結んで、県内の医療機関のほうに行った場合、申請なしで現物給付できるというふうなことでしております。その県内で現物給付化するには契約をする必要があるんですけども、その場合、必ず国保連合会のほうのシステムを使うということになっておりまして、現物給付で医療費助成を行うためには、必ずシステム改修というのが必要になります。これは直ちにできるというものではなく

て、やはり数年ちょっと改修のほうに必要というような事情もありまして、直ちに現物給付というふうな方向には至らなかったというような理由もございます。失礼しました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

費用の面もシステムの面もなかなか現物給付方式になりにくい環境がまだ県内でも残っているような気がいたします。今はやはり中学生まで、通院、入院につきましては現物支給方式をとっていらっしゃるけれども、これからこういった高校生までの入院に係る医療費についても、やはり償還払いという形で今なっておりますけれども、今後はどうなんですかね。現物支給という形で計画というか、そういった予定というのは話の中にあるんですかね。これから多分そういった方式になっていくんじゃないかなと思いますから、ぜひこういうシステムをとられるのであれば、できればそっこのほうに切りかえていくという方向性で話し合いの場を持っていただければいいんですけれども、福祉課としてはどういうふうな考えをお持ちですか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

現物給付化についても、先ほど松尾議員のときの通院費、医療費助成の考えを申し上げたとおり、現段階においては、その方向性というのは決定しておりません。やはり今後の本市の財政状況とか、一旦、入院医療費の償還払いをスタートさせて、その後、保護者の要望などを踏まえて、やはりまた庁内で決定していくべきものではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

保護者の意見をとれば、多分、現物支給にしてくださいというのが大半の意見だろうと思いますから、ぜひこういった償還払いということも、もちろんシステム上、県内ではなかなか——入院の移動と、そういうものがあつたときには手続上いろんな問題が発生するかと思っておりますけれども、市内でこういったことが起こった場合は、やはり現物支給でしていただくという場合には保護者の手間というのが省けますから、こういったいい制度をつくっていただければ、ぜひそこまで考えてこれからやっていただければというふうに思います。要望として終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第12 議案第18号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第18号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第18号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。議案書は41ページでございます。

本案につきまして、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は、補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から415,356千円を減額し、補正後の予算総額を15,404,193千円といたすものでございます。翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、第2表 明許繰越費によります。

地方債の変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページから9ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

10ページをお願いいたします。

第2表は、諸般の事情で予算の一部を平成31年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。地域振興一般事務（地域経済循環創造事業交付金）以下12事業を平成31年度

に繰り越して執行する予定といたしております。

繰り越し理由等につきましては、議案説明資料47ページに記載してございますので、後ほど御参照ください。

12ページをお願いします。第3表 地方債補正でございます。

認定こども園整備事業以下16事業は、計画変更、または事業費の確定等に伴い、総額265,800千円から146,700千円に変更するものでございます。

14ページから16ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

17ページから95ページにつきましては、歳入歳出の補正内容となっておりますが、内容につきましては、別添の議案説明資料に基づき、後ほど御説明申し上げます。

96ページから103ページは、一般会計の給与費明細書でございますが、補正の内容に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等をお示ししております。

104ページは、地方債の現在高調書でございます。

右端の一番下の欄の11,461,164千円が今回補正後の市債の現在高となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、別冊の議案説明資料37ページをお願いいたします。

37ページから39ページにつきましては、今回補正の増減の比較表でございます。37ページが歳入、38ページが歳出の目的別、39ページが歳出の性質別の増減比較表となっております。

40ページをお願いいたします。歳入補正の概要でございます。

主なものを御説明いたします。

ナンバー1の個人市民税は、決算見込みによる調定額の減により30,000千円減額いたしております。

ナンバー2の固定資産税は、同じく決算見込みによる調定額の減により11,000千円減額いたしております。

ナンバー5の児童福祉費国庫補助金は、保育所等整備における事業計画の変更により59,590千円減額いたしております。

ナンバー7の社会資本整備総合交付金（住宅事業）は、事業費確定見込みにより53,349千円増額いたしております。

41ページをお願いします。

ナンバー13の土地建物売払収入は、土地売却収入により17,364千円増額いたしております。

ナンバー14のふるさと人材育成支援寄附金は、青少年教育のため、佐賀西信用組合様、個人1名様から御寄附をいただきましたので、3,000千円増額いたしております。

ナンバー15の社会福祉費寄附金は、障害者福祉のため、株式会社スーパーモリナガ様から御寄附をいただきましたので、499千円増額いたしております。

ナンバー16の公共施設建設基金繰入金は、事業費の確定により32,000千円減額いたしております。

ナンバー17の財政調整基金繰入金は、歳出減に伴いまして129,000千円減額し、財源調整いたしております。

ナンバー18の谷田工場団地造成分譲事業会計繰入金は、同事業特別会計の廃止に伴いまして25,966千円増額いたしております。

ナンバー20の後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算金は、35,810千円を計上しております。

42ページをお願いします。

ナンバー22の市町村振興宝くじ収益金交付金は、サマージャンボ及びハロウィンジャンボの収益金交付金が確定いたしましたので、サマージャンボは3,711千円、ハロウィンジャンボは5,714千円を増額いたしております。

ナンバー23のボートレースチケットショップ鹿島環境整備協力交付金は、売り上げ見込みの増により4,000千円増額いたしております。

43ページをお願いします。歳出の主なものについて御説明申し上げます。

ナンバー1の一般管理事業は、職員等退職手当の増などにより22,772千円増額いたしております。

ナンバー2の基金積立金管理は、谷田工場団地造成分譲事業会計繰入金及び土地建物売払収入などにより48,909千円増額いたしております。

ナンバー4の廃止路線代替バス運行事業は、単価確定により1,071千円増額いたしております。

ナンバー5の生活交通路線維持費補助金は、単価確定により3,696千円増額いたしております。

44ページをお願いいたします。

ナンバー10の保育所運営事業は、決算見込みにより46,832千円増額いたしております。

ナンバー12の保育所整備事業は、決算見込みによる保育所整備事業補助金の減によるものでございまして、明朗幼稚園施設整備計画の変更に伴い159,027千円減額いたしております。

45ページをお願いいたします。

ナンバー19の企業誘致推進基盤整備事業は、事務系企業の進出に伴い、企業誘致推進基盤整備事業補助金1,930千円を計上いたしております。

ナンバー20の社会資本整備総合交付金事業は、事業費確定見込みにより56,309千円減額いたしております。

ナンバー21の公共下水道事業特別会計繰出金は、事業費確定見込みにより18,173千円減額いたしております。

ナンバー22の市営住宅建設事業は、事業費確定見込みにより51,888千円増額いたしております。

46ページをお願いいたします。

平成30年度の県営事業に伴う負担金一覧でございます。表の中の括弧書きの部分が今回の補整額となっております。

47ページをお願いいたします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の内訳と繰り越し理由の一覧でございます。

12事業、総額358,787千円を平成31年度に繰り越す予定といたしております。

48ページをお願いいたします。市債の現在高見込みでございます。

49ページは積立基金の状況でございます。内容は御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

私のほうから何点か質問をいたします。

補正予算書のほうから質問をいたします。

最初に、歳入のほうの22ページ、市営住宅使用料増額が10,964千円とございますが、これはどんな理由で増額になったのかということをお聞きしたいと思います。市営住宅の出入りがあると思いますし、また、中村住宅も、あすが落成式で3月から入居を開始されるかと聞いておりますけれども、その分の家賃が発生したとしても、こんなに増額にはならないのかなという気はしておりますが、ちょっとその辺のところを最初にお聞きをいたします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

住宅使用料の増額ということで、ここは例年、土木使用料の中で、市営住宅、そして、定住促進住宅の増減をお示ししております。市営住宅の収入については、見込みとして当初上げておきまして、今回が確定したことによって、金額がちょっと増減はしますけれども、10,000千円程度の金額の増ということで歳入として計上いたしております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

そしたら、この増額の分というのは、当初見込みで計画しておった市営住宅使用料との差額ということで理解してよろしいんですか。

そしたら、その下の市営住宅使用料（中村住宅）、地域優良賃貸住宅使用料（中村住宅）の、このマイナスについてはどんな理由でしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この市営住宅使用料（中村住宅）、そして地域優良賃貸住宅使用料（中村住宅）、定住促進住宅使用料、これについては、当初1月入居の予定、3カ月間の予定でしたけれども、今度3月からということで2カ月分の差額が出まして、この分の減ということで、来年度以降は丸々1年間、歳入として充てる予定です。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

そしたら、当初1月入居される予定が3月になったということで、1月分と2月分の使用料の分ということでよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

そしたら次の質問ですが、同じ予算書の66ページ、農政事業費の活性化施設職員賃金、これが7,100千円も減額になっておりますが、減額になった理由をお尋ねいたします。

○議長（松尾勝利君）

江島産業支援課長。

○産業支援課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

この賃金7,100千円の減額でございますけれども、昨年の今ごろの予算編成の時点までは、この産業活性化施設「海道しるべ」のほうで臨時的任用職員3名と日々雇用職員の2名の5名体制で運営をしておりました。これが4月に入りまして、産業支援課のほうから1人、正職員のほうを活性化施設のほうに配置をしました。また、日々雇用職員も2名いたところを1名の採用にとどめまして、不足した場合には産業支援課の職員で対応するというような体制をとりましたことから、結果的に臨時的任用2名、日々雇用1名の雇用となって、その分の賃金の減額でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

そうしましたら、来年度もこの人員体制でいくということによろしいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

じゃ、次の質問に移ります。

72ページ、商工業振興費の街なみ環境整備事業家屋修景補助金が18,000千円減額、これは文教厚生産業委員会の資料で祐徳門前まちづくり事業、これが来年度に事業が先送りになったということで載っております。その分、国や県からの交付金が50%、市の財政から50%ということでございますが、来年度に先送りになったところも、国や県からの交付金というか、これは変わらないのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

祐徳門前地区の街なみ環境整備事業家屋修景費用として3件分の予算を計上しておりました。今回、今年度の事業が見送りになったため、来年度に向けましても3件分の交付金を申請する予定となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

そしたら、この事業についても、半分は国や県からの補助ということで考えておってよろしいのでしょうか、まだ確定じゃないですかね。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

国3分の1、市3分の1で、地元負担が3分の1、3分の1ずつの負担割合となっております。

以上でございます。（発言する者あり）はい。来年も同じく3分の1ずつとなっております。事業費の、3分の1が国からの交付金、3分の1が市からの補助金、3分の1が地元の負担となっております。来年も同じでございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

街なみ環境整備事業というのは、これの説明書では、国や県からの支出金が9,000千円、一般財源が9,000千円というふうを書いてあるんですね、半分ずつになっているんですが、3分の1ずつになったというのは、これはどういうわけでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えいたします。

先ほど私が答弁した内容は、総事業費に対する負担割合を言っていましたので、杉原議員がおっしゃるように、実際の補助金の割合としては、国と市と2分の1ずつというふうになります。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

そしたら、もう一度確認をいたします。

この祐徳門前まちづくり事業が当初18,000千円の事業であります。国、県の支出金が9,000千円、一般財源が9,000千円という予算計上になっておりますが、その3分の1の負担、これは国と市と、それから地元ということでしたね。この3分の1というのは、9,000千円に対しての3分の1ですか、それとも18,000千円に対しての3分の1でしょうか。ちょっとこの辺がよくわかりにくいものですから、もう一度詳しく答弁をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

申しわけございません。全体事業費は27,000千円になりまして、そのうち先ほど私が3分の1と言いましたのは、国、県、市の費用割合のことでございます。ただ、予算につきましては、地元負担の3分の1の分は出てきませんので、18,000千円というのが国と市の費用負担分で、それが50%ずつ、一般財源というのは市からの補助金のことでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

1番杉原元博議員。

○1番（杉原元博君）

わかりました。

そしたら最後です。90ページ、文化財保護対策費の伝統的建造物修理等補助金44,935千円の減額となっておりますが、文教厚生産業委員会の協議会の資料をちょっと見ていたんですけども、これの意味がよくわからなかったものですから、ちょっと御説明をお願いしたい

と思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

伝統的建造物修理等補助金44,935千円の減、これにつきましては、理由としては2つです。

まず、予定をしていた修理の事業が1件取り下げがっております。これはあくまでも個人さんが事情によって取り下げしたいという申し出に応じて1件の取り下げ。

そしてもう一件は、予定しておりました同じく修理事業で、文化庁文化財調査官が、大体、修理する直前に見えられます。その中で、この建物は特に歴史的な貴重な建物ということで、もう少し増改築の履歴等を、解体をしながら丁寧に調査を行って修理の方針を固めていきなさいという指導がありまして、この追加調査ということで、ちょっと今年度予定の2件が減額をする方向に至った経過でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今回の補正は事業費確定による大体減額になっておりますので、そんなにどうこうというところではないんですが、ちょっと気になったのが、補正予算書の78ページ、土木費のところの都市計画総務費、これの委託料の肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備基本計画策定業務委託料5,000千円の減というふうになっています。

私のところの所掌じゃないんですけど、総務建設環境委員会の資料を見ていますと、そのところに、JR肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備事業について、計画面積2,800平方メートルに対して、デザイン調査等の基本計画策定を予定していたが、庁内協議の結果、根本的な再検討が必要となったため、これが委託料をちょっと一旦減額というふうになっていますが、このあたりが私たちの文教厚生産業委員会のほうはよくわかりませんので、この理由をまず教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

ただいまの都市計画総務費の中の委託料、これで肥前鹿島駅舎改築・駅前広場整備基本計画策定業務委託料5,000千円の減額ということの理由ということでございます。

この理由につきましては、先ほどありました総務建設環境委員協議会の資料の中にもござ

いましたが、それにちょっと補足して御説明したほうがいいと思いますので申しますと、現在、都市計画決定しております計画の面積が2,800平方メートルでございます。これは昭和39年に都市計画決定を受けてからそのままの数字でございます。これに対して、デザイン、調査等の基本計画策定を予定しておりましたけれども、以前から申しておりますけれども、九州新幹線の長崎ルートの開通、あるいはJR長崎本線の本数等もちょっと未確定という不安定な状況でございます。

一方では、昨年度から今年度にかけて、これは議員の皆様方も御存じとは思いますが、銀行さんとか、あるいは商工会議所さん等の民間の方々の提言もいただいて、こういう流れも少し落ちついたところで市のほうで判断を行いまして、庁内の協議を行って一旦白紙に落ちつけて戻してから、そして、構想とか、計画の範囲を含めまして、根本的な再検討が必要じゃないかということの判断に至って、逆に5,000千円計上しておりました分を全額落とす、皆減になりますけれども、これで来年度以降、当初予算でまた御提案、御協議をお願いするところですが、余り慌てないで、しかし、市民の方々と一緒になって市のほうも、ハード事業、ソフト事業を含めて取り組みたいという内容になっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、担当課長がおっしゃったように、新幹線開通後のJR長崎本線の上下分離がどういふふうになるかという不確定なところはあるわけですが、多分、鹿島市民の皆さんは、新しい市民会館ができた次は駅前じゃないかなという、頭の中に多分あると思うんですね。それと、一部の方はちょっと勘違いされているかもわからないけど、リンガーハットの前から水上鮮魚のところまで、209号、207号、あそこが道路整備が行われていますね。歩道等があるということで広がりますよね。そういうふうなのと一緒にやるのかなとか、そういうふうな話も出てくるわけですね。

だから、一旦白紙に戻されるのはしょうがないかなと私も思います。でも、ある程度の計画は、やっぱりつくるべきかなという気がするんですよ、確定じゃなくても。そこのあたり今後どのように担当課が主になって動いていこうと思っているのか。もしかしたらこれは、市長——首長の仕事というか、鉄道、上下分離になった後、どういふふうにあれを使っていくのか、そこのあたりにもなってくるんですけど、やっぱり市民の皆さんは知りたいんじゃないかなと思うんですよ。商工会議所から12月ですか、昨年末に出された計画書、むげにすることはできないでしょう。そこのあたりどのように考えていらっしゃるのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今お答えできる範囲でお答えしたいと思いますのですが、1つは、そこに改めまして五百万円何がしの予算は、昭和30年代にこのまちの都市計画というものをつくりまして、鹿島駅の近くをどうしていくかといったラインの上での予算なんですよ、基本的には。したがって、今の状況でいいますと、鹿島駅の手前に若干の柵があって、中は駐車場になっていますが、手前はかなりお迎えの車が並列の駐車があったりしています。2,800平米と言っていましたけど、あの辺までなんです。その予算を計上してあったんですが、だんだん新幹線の行く末が少しずつ絞られてきている。まだ実際はどうなるかわからないんですけどね。

それからもう一つは、あの地域で、国道を通っておりますので、耐震も考えないといけません。じゃ、耐震にえられる大きなビルはどうしていくかとか、いろんな当時想像されていなかった要素も入ってきている。

片方、さっきおっしゃった商工会議所の要請、実はあれは、金額だとか、面積だとか、新幹線どうなるかという要素はほとんど入れられていなくて、失礼な言い方かもしれませんが、ある意味で描かれた絵なんですよ。誰がやるかとか、お金はどのくらいかかるだろうかと一切コメントされていないというのは御承知だと思います。片方、市内の銀行さんから、ある程度の提案は来ている。この情勢の中で、従来のラインで二千平米何がしの検討をやっても、結局見直しになるんじゃないかという判断ですよ、端的に言えば。

そこでどうするかと、これはしっかり庁内でも検討していかないといけないですし、担当の課にもそのことを言ってあります。

片方、例えば、ちょっと前回の議会でもお話しましたですかね。商工会議所から御提案をいただいているものをそのままやるとすれば、100億から200億円ぐらい金がかかるというような話もございます。

そこで、今手をつけたのは、部内に、一体鹿島市はこの後どのくらいの投資能力があるんだろうか、投資余力と言ってもいいんですけどね。そういうのを見きわめるような作業をやりましょうということで、これはもう指示してございまして、プロジェクトチームと言うほどではないんですが、数人の人たちが集まって一定のインターバルで検討してもらっております。そこを見ながら作業も進めていかないといけない。片方、道路については、鉄道の話はさっきしましたけれども、いわゆる道路ですよ。例えば、沿岸道路がどうなるんだろうかと、498号はどうなるんだろうかと。あるいは、今、国土交通省はさらに進んだ形でのこの地域の道路のあり方についてもいろいろ考えていただいているということですから、もう少しそこを踏まえて検討したほうがいいかなと思っているところです。そのときにどういう形で検討していくかというのは十分に、ちょうど市民会館と同じように、いろんな御意見を頂戴し、また情報を集めて対応していかないといけない、そういうふうに思っておりますけ

れども、白紙に戻してというのはちょっと、全部白紙だったように思われたかもしれません。そうじゃございませんで、2,800平米を対象にして、今までやっていたとおりのことをやるというのは白紙にしましょうと、そういうことですから誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、さっきお話があった、水上さんのところの道路といいますか、あれを修繕していますのは、あれは決して新しい発想じゃなくて、従来から決まっていたのを、国、県が取り組んでいただいて、やっと着手し、そろそろ中盤に差しかかっているんですかね、順調に進んでいると、そういうふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、市長の答弁といいますか、お話を聞いていてちょっとやっぱり思い出したことが、それこそこの計画面積の2,800平方メートルとおっしゃったように、昭和30年代からの計画ということで、振り返ってみると、私も青年会議所に入っていた30年ぐらい前に、ワークショップを開いて、それこそスカイロード商店街が開通する時点でそういうふうなことをやりました。一緒に駅前開発をどういうふうにすればいいかとか、そしてその後、今度は商店街でも同じようなことをやってきたと思っています。

しかし、その間に、新幹線問題、長崎本線存続問題等が立ち上がってきて中座されましたよね。そして、今を迎えているわけですけど、根本的にはこれはおこなっているのかもわからない。もっと早くこれは着手をしておくべきだったのかもわかりません。しかし、現実の話としてそういうふうにはならなかったわけですから。ただ、一番最初私が言ったように、駅舎もですが、駅前広場というのが、いつも私が議員になったときから、その当時の首長も言っていました。鹿島の玄関口ですよ、これは何とかしなければならない。だから、ある程度先のことも考えながら、この計画面積を一旦白紙にして考え直すことはいいと思いますが、できるだけ市民の皆さんに、やはり市民会館の改築と同様に駅前広場についても夢を語っていただく、そういうふうな場は必要だと思います。商工会議所、銀行等からの御提案、御提言は出ていますが、もっと市民の方が盛り上がり、駅前、鹿島の玄関口をどうにかしようという話になれば、ある程度お金はかかってもいい方向に進むんじゃないかなと、そういうふうに私は思っております。

ですから、担当課の方はこれからどれだけの時間をかけてこれを考えられるかはよく私はわかりませんが、できるだけ余り時間をかけないで、近いうちに一部発表でもこぎつけるよう頑張っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩をしたいと思います。2時25分から再開します。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き、議案第18号の審議を続けます。

ほかに質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

3番議員、樋口作二でございます。説明資料の40ページの中身についてお尋ねをいたします。

昨年も伺いましたけれども、個人市民税についてです。去年は増額になっていましたので、どうして増額になりましたかということをお尋ねしましたら、要するに給料といいますか、それが上がったのでふえたんですというふうな、主な原因としてはそれですというお答えでした。

ことは若干少なくなっていますが、特に下がってはいないと思うんですけれども、ざっと30,000千円ほど少ないというのが出ていますが、この市民税の納税状況などについてはどういうふうな様子だったのでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

御質問にお答えをいたします。

個人市民税30,000千円減額補正を提案しておりますけれども、この見積もりについては30年度の市民税は29年度の所得に係るということです。この当初見積もり時期というのは29年が終わる10月、11月ぐらいに策定をいたしますので、29年が確定しない状況です。なので、28年の状況を参考としながら計上をさせていただいておるということです。これで30,000千円の減額が生じたのは、御存じのとおり、営業所得が28年は極端に高かったものですから、そこら辺の影響を受けて若干見積もりのほうも高く見積もっておったということです。これについては28年より下がることは想定していたんですけれども、もとに戻るようなネガティブな見積もりではなくて、やっぱり前向きなところで計上しておりました関係で今回30,000千円の減額といたしたところでございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。いずれにしても、10億円を超える金額が予定されていますので、以前から比べると非常にいい徴収状況かなというふうに思ったところでございます。

それでは、次は同じく説明資料の44ページでございます。

この13番と14番、児童手当、児童扶養手当について、若干関係がありますので、お願いをいたします。補正でマイナスの23,000千円とか、そういうふうなのが計上してあります。それで、児童対象数の減というのが非常に気になったんですけれども、大体、出生数はこれくらいだろうというので予定を立てたのが少なくなったのか、それとも転出とか何かそういうことで児童数が減ったのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

児童手当の減の理由というところになるかと思いますが、御指摘があったとおり基本的には少子化に伴って児童数は減少していますので、この児童手当については例年金額が減少をずっとしているところです。

なお、当初予算の見込みにおいては、これも先ほどありましたように、平成30年度の当初予算の時期というのはまだちょっと今後の減少見込みというのがはかれませんので、ある程度の金額で当初予算を計上しておりますけれども、30年度3月補正の段階になると大体おおむね実績のほうがわかってきますので、その実績に合わせたような形で今回減額をさせていただいているということです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

私も気になっている児童数の減とか少子化ということでございまして、数字と、要するに児童数と金額がちょっと頭の中で計算できませんので、この見込みとしてどれくらいの人数が減ったのかというのを概算でも結構ですからお答えできますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

お答えいたします。

現計予算を見積もったときの人数ですけれども、延べで4万6,000人ほどでございました。これは12カ月で4万6,000人ほどになります。月に換算すると大体3,800人程度になりますので、それが実数になるかなと思っております。これが3月補正後につきましては、延べで4

万4,500人程度に減っております。これも12で割って月で換算すると3,700人ぐらいになるかと思しますので、これが比較的実数に近い数字かなということで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

ありがとうございました。いずれにしても、100人ぐらいは減っているという、これは児童手当ですから中学生まででしょうか、ゼロ歳から15歳まで減っているというふうなことで喜ばしい状況じゃないのかなというふうに思ったところでございました。

それから、児童扶養手当のほうはそういうちょっと生活に苦しい方というか、そちらのほうに支給されるものですが、これは減ったほうがいいというのもありますけど、児童数が減ったのかふえたのか、それとも対象数が少なくなったというのは非常に結構な数値なんですけど、どういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

続きまして、児童扶養手当の減の理由ということになるかと思います。

これも受給者数のほうがちょっと減っております。現計予算で380人程度を予定しておりましたが、3月補正後で328人程度に落ちております。52人程度受給者数が減ったという見込みで今回補正をさせていただいております。

これが受給者数というのは、基本的にはひとり親家庭等が多いんですけれども、単純にひとり親家庭の世帯が減ったということではなくて、ひとり親家庭においても少子化の影響で児童数は減ってきますので、これが高校生までなので、卒業したらなくなるということから、児童数の減少というのもその一端じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

7番議員の稲富です。私も1点だけ質問をさせていただきます。

所掌の委員会が文教ですので、総務建設環境委員会のほうの質問です。先ほど伊東議員が言われました鹿島駅の部分も質問として用意しておりましたけれども、もう答弁が来ましたので質問はしませんけれども、市民会館に次ぐ一番大きな問題といたしますか、新たに改築しなくちゃいけない場所であると思っておりますので、今回、鹿島駅の事業は再検討が必要という結論を出されたのは確かによかったことと思っておりますけれども、新幹線の暫定開業等々、お尻が

決まっている部分があると思いますので、この点は早急に協議をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問に入りますけれども、きょうの議案説明資料の45ページです。ナンバー20番、社会資本整備総合交付金事業です。これも事業確定で56,309千円の減額ということになっております。総務の委員協議会で私たちは資料をもらってしまして、その中には少し詳しく具体的に書いてあります。委託料とか工事請負費が減額、そして、新町～世間線の用地交渉の不調による減額ということで説明があつています。

まず、交付金の内示額の減額、これは委託料、工事請負費が20,000千円、22,000千円と29,000千円が減額ということでありますけれども、この減額の内容を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この社交金の減額56,309千円、全体の内訳を少し御説明したいと思います。

総務建設環境委員協議会のとき御説明はいたしておりますけれども、議員様全体に対しましては内容を少しおつなぎしたいと思います。

この社交金の減額につきましては、まず最初に、冒頭に結論から申しますと、これは全国一律、内示率の減がまず主な要因です。毎年大体似た数値なんですけれども、橋梁関係で3割減が約7割の交付で、道路関係で5割ぐらゐ落ちまして約5割が交付ということで大きな減額がなされております。

この内訳としましては、委託料で22,512千円、工事請負費で29,797千円でございます。先ほど議員のほうからおっしゃった内容で申しますと、あそこの新町ですね、これは組知線です。この用地関係ですね、ここは場所的にいいますとモリナガ一帯、これは以前から、数年前からの課題でございましたけれども、ここで部分的な拡幅をしたほうがいいという方向をちょっと当初持っていたんですけれども、地元のほうで西牟田の区画整理一帯の車の流れを特に重視しておりますけれども、そこの渋滞とか安全対策でどうしたらいいかということで、協議会を地元西牟田区の役員さん方、そして、区画整理内の店舗の数者で警察の方とか、あと、うちのほうで事務局で入りまして協議会を数回行った中で、まず車の流れの動向確認でバイパスのほうのやはり渋滞、県市道からバイパスに出ていくところの渋滞が非常に多いと、混雑するということで、そこの解消のための実験を先般、現在ですね、今年度でやっております。これはモリナガさんのほうから市道のほうに出るところをバイパスのほうの左折のみをお願いして、右折はちょっと危ないと、事故もあつてますので、その御協力をお願いした内容で実際どうなのかというのを検証して、あとはモリナガさんの前からコスモス側へ抜ける、以前から課題になっている市道、細いですね、この新町～組知線ですけれども、ここ

の拡幅とか、あるいは水路のふたかけとか、どこまでどうすべきかという検証もしていた中で、まだ今年度としては用地買収とか、そこら辺まではちょっと見送ろうということで公有財産購入費の2,000千円と、あと補償補填関係の2,000千円、合計4,000千円は先送りさせていただいたと。

ただ、今年度の検証結果をもとに来年度以降なるべく早いうちにバイパス側へ抜けるというよりも、モリナガさんのほうから出て右側、コスモスさんへ行く市道ですね、細い市道はどういうふうな形でしたら車と人と自転車とか、そこら辺の分離ができて安全が図られるかというところで今後は検討していきたいと。なるべく現場のほうでのハード面でも実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。西牟田のほうで協議会もされているということであります。この件、この西牟田の部分という内容がわかりまして、ほかの議員からも一般質問等々であっているのを思い出しました。

早急に解決をしなくちゃいけないとは思いますが、立地的にも用地買収が自宅なのか川なのか、用地買収を川というものなのか、その上に鉄板とかなんとか引くものなのか、そこら辺は非常に早急に対応しなくちゃいけないと思いますし、個人的にもモリナガから西のほうといいますかね、歯医者の方、コスモスのほうにどんとぶつかったほうが一番混雑していると思いますし、ベスト電器とユートクの間、国道、あそこもちろん混んでいるのがあります。根本的な改革が必要だと思います。先ほど課長も早急にということがありますけれども、これは本当に問題視されてからも少し時間が経過しているかなという実感がありますので、予算も含むことでありますけれども、ぜひ31年度には解決できるようにしていかなくちゃ、一番あそこは時間帯では人が多いというのは鹿島市民の方は全てわかっているの、そういったところからすぐ対応していかなくちゃいけないと思っておりますので、もう一度そこら辺の意気込みをお聞きして、質問をしたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

意気込みということですが、鹿島市としては市民の皆様方の区画整理周辺の利用される方々の安全・安心のためには誠心誠意頑張っていく所存でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。補正予算書の80ページ、住宅管理費の分でお尋ねをしたいと思いますが、この19番目に負担金補助及び交付金というのがありますが、それに耐震診断事業補助金というのがありますね、これが2,000千円ぐらい残っていますかね。この事業はどういう住宅を、どれくらいなさったのか、まずそこからお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この耐震診断の事業は件数で申しますと昨年度予定をなるべく多くとっていたんですけども、せんだっても質問の中でありましたが、今年度1件ということで、残りの棟数は5件ありましたけれども、執行残で今回落とさせていただくという内容になります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私がこれを質問したのは、普通の住宅の耐震診断は大事ですし、今進めてもらっておりますが、恐らくもっと手のつかないような老朽化した、古くなった住宅に住んでいらっしゃるところがたくさんありますが、そういう住宅の点検というのを何らかの形でなさっていますか。それこそ現地に行ったら驚くようなね、ここに本当に人が住んでいらっしゃるだろうかというようなところに住んでいらっしゃる方があるんですね。そういうところは地震とか豪雨がなくても、いざ何かあったら、私がぶつかったって、くらってなるんじゃないかと、極端な話ね、それくらいの老朽化した住宅に住んでいらっしゃる場所があるんですが、私はそういうところこそ立ち入りをして指導して安全にしていかなんといかなんと思いますが、そういう対応なんかはなさっていないんですかね。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

耐震の診断、耐震の補強とか、今いろいろ全国的に国からの指導、県を通じて市に通知、通達等ございますけれども、まずは耐震診断を周知ということで市のほうでも市報とか、あるいは通常の業務の中でも周知はしているんですが、なかなか、特に地震とかで影響を受けることが少ない鹿島のやっぱり地盤の強さというともあるんですけども、それを待ってっ

てもいけんですので、県のほうと共同で、まず耐震の診断、あるいは計画、改修に向けた周知活動を今年度、今も県と調整を行ってございまして、実際危険な建物とか、あるいは古い建物の皆様方には周知活動を現場に出向いて行うことで、今年度に限らず来年度以降も続けていく計画でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろと取り組みはしていただいておりますが、現実的に非常に老朽化したところに住んでいらっしゃる方、移らんといかんといっても、そういうところにお住まいになっていきますから鹿島の常識的な家賃では入るところがないんですよ。

そこでお尋ねしたいと思いますのは、今、西峰団地がたくさんあいていると思います。今、西峰団地は何戸あいているんですか、そして、それをどうするおつもりですか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

市営住宅から申しますが、鹿島市内の市営住宅、西峰も含めてですけれども、日々変動はしておりますが、8割から9割ぐらいは大体お住まいになっていただいております。西峰住宅のほうの老朽化ということで松尾議員のほうからも質問等で何回かお答えしたんですけれども、今後の住生活の計画、市営住宅を含めた鹿島市内の住宅環境をどうするかという中に盛り込んで、西峰の今後の対策も含めていきたいと思っております。

現時点では、住んでいらっしゃる方からの要請とかに応じて通常の日中問わず土日、時間外含めて修繕等の対応はさせていただいておりますので、しばらくちょっとこの状況で、なるべく早いうちにその動向をお示しできればとは考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

西峰団地、全体的に老朽化していますが、今あいているのは確かですよ、何戸かあいていますよね。私は先ほど言いました、本当に今すぐにでも出て、住宅をかえないと、危険な方なんです。だから、そういう西峰団地があいているわけですからね、恐らく修理をせんと入れられんので、お金がかかるからほったらかしになっていると私は思いますよ。しかし、あそこを、本当に家賃が払えない人たちが、あいているのに何で市は貸さんのかと私たちが怒られますよ。怒られていいですよ、私は。しかし、そういう人、今々何とかせんといかん

というような状況にあるんですよ。そこんところを、早急にあそここのところに手を入れていただいて、最低住めるような対応をして、今のところを利用できるように早急に考えることはできませんか。

本当、今、私もどうしたらいいかわからずにいます。知恵をかして、あなたたちがその気になったらその人も住宅に入られるんですよ。ところが、今、鹿島市で安くても10千円以下はないです。普通で25千円から30千円、35千円ですよ、絶対入られない。もうそこで潰れたって仕方ないとおっしゃるくらいですよ。ですから、その辺について、どうなんでしょう。せっかくあいているんですから早急にそういう対応をして、予算かかるのはわかりますよ、わかりますけど、やっぱり人の命がかかっていること、生活がかかっていることですので、何とかその辺についてお答えいただきたい。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

西牟田、西峰の住宅につきましては、先ほどからおっしゃっているとおり老朽化した部屋も幾つかございます。やはり住まわれる方の安全・安心を図るためには、一定のお家賃をいただくわけですので、修繕をかけてから入居いただく、これはほかの市営住宅もそうなんですけれども、そこら辺を含めまして今後の検討課題になってくると思いますけれども、その計画の中に入れてはいきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

以前のお答えでは、もう入れないというふうことを聞いたような気がしますが、ただいまのお答えではそれなりのことをしてというようなことで受けとめてでございますね。絶対入れないじゃなくて、嫌々としよっですけどね、あれだけあいているじゃないですか。その辺考えんですか。皆さんの暮らし、直接ね、回って下さいよ、市内を。机の上だけでしないで、どういう人がどんなに困っているかというのをしっかり見て下さいよ、本当、そこんところで——それでも嫌と言いますか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

当然、私ども鹿島市としても市営住宅の管理については、担当課としては現状を十分把握

した上で適宜御相談等には応じております。ただ、そういう中でも、やはり建物自体は古くなってきますので、今回、中村住宅のほうを整備いたしますけれども、鹿島市の中でどれだけの住宅が必要か、そして、法律にのっとった中での家賃はどうかという部分等を算出しながら住宅の困窮される方々に市営住宅の提供ということで計画をしておりますので、先ほど申しましたとおり、住生活の計画をつくって今までもこれからも進めていきますので、その中で鹿島市だけではなく、外部の方の御意見も入れながら検討することになってまいりますので、入れる入れない、そこら辺はまた廃止にするのか、あるいは部分的に継続するのかという判断はその場以降になってくると思いますので、きょうこの場での結論は控えさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

計画だ、法律も必要でしょうけど、今私が言ったこと、本当命がかかっているんですよ、大げさだと思ったら見てくださいよね、そういう現状ですから、まずそういう人たちを保護して、そして、どうするかということを考えないと、皆さんに聞いて、さあ突っ張った突っ張ったと言うたって物は解決できませんよ。それをしてきたから今まで西峰団地もほったらかしでしょう、それではどうにもならないんです。うんと言うまで私はあなたのところに行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

13番福井正でございます。幾つか質問をしたいと思っておりますけれども、まず補正予算書の18ページ、固定資産税が載っておりますけれども、固定資産税が現年課税分で11,000千円減額補正ということになっていますが、この原因は何でしょうか。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

お答えをいたします。

固定資産税11,000千円減額をさせてもらっています。これにつきましては、30年度が評価がえの年でございました。それで評価の基準というか、その係数が変更されまして、そこを予算には反映できていなかったということから減額になったということになっていきます。

なお、棟数につきましては、通常80から90ぐらいの新築戸数で推移をいたしているところ

です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

評価がえということによろしいんですね。なぜこれを質問したかといいますと、実は最近、空き家が大変目立ってきていまして、空き家もちゃんと持ち主がおられると思いますけれども、そういう方たちの関係で滞納繰り越し分が発生したりしているのかなという気がしたもんですから、そういうことはないですね。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

お答えいたします。

滞納繰り越し分ですけれども、まず、空き家については特定空き家になった暁には減額措置ということになりますけれども、今現在、鹿島市内で特定空き家に認定されたところはございません。なので、そういう影響はございません。ここで滞納繰り越し分が落ちているということにつきましては、ちょっと私たちのほうでも鋭意努力しておりますけれども、当初見込みよりも徴収率がやっぱり落ちてしまっているということで捉えています。これにつきましては、まだ3月までありますので、そこまで一生懸命収納作業を努力いたしたいというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

固定資産税についてはわかりました。

次に、説明資料44ページの15番、新規就農総合支援事業というのがございますが、これも12,750千円の減額補正になっていますが、この原因は何なんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

補正予算書、44ページの新規就農総合支援事業でございます。

こちらのほうの事業は国の農業次世代人材投資事業補助金ということでございまして、実質平成26年度で1名、27年度で2名、28年度で、夫婦になりますので、1.5ということで4.5人の1,500千円、この分が6,750千円という内訳になってございます。それで当初立てておりました計画よりも新規就農者の国の事業、こちらのほうが少なかったということで減額をいたしているというところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ということは何人ぐらいを予測されておりましたか。この金額からいうと10人ぐらいかなという気がしますけど。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

当初予算では10人、それと夫婦を2組ということで予定をいたしておりました。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

この事業は国からもお金をいただくということで、農業にとっては大変いい事業だと思いますけれども、やはり10人程度を予定しておっても4.5人程度しか来られないということの場合、そこに何かなかなか難しいことなのかなというふうに私も感じました。ただ、この事業って本当に大切な事業だと思いますから、ずっとまた続けていっていただきたいなというふうに思います。

その下の44ページ、16番の強い農業づくり交付事業、これも18,515千円減額になっていますが、この原因は何でしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

こちらにつきましては事業名が強い農業づくり交付事業でございます。これは、さが園芸農業者育成対策事業の中で、一部国庫事業と併用できるメニューがございまして、今回、菊ハウスということで、佐賀菊出荷組合というのを佐賀県内で産地をつくっております。構成としましては鹿島市2名、江北町1名、唐津市1名、佐賀市1名の5名の方で構成をされております。これは環境制御型耐候性の菊ハウスを建設するという事業でございまして、事業内容としましては50メートル以上の風速に耐えることができるということで、そういった強度の施設を建設いたしております。国庫2分の1、県が10分の2、市が20分の1ということで受益者が20分の5の事業になってございます。その事業で今回入札減とかありまして、そういったことで事業費が確定したものですから、事業費の決算見込みによる減ということで補正を上げさせていただいております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成30年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第13. 議案第19号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第19号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案書は42ページ、議案説明資料は50ページになります。

補正予算書で御説明いたしますので、お手元に御用意ください。

今回の補正の主なものは、事業費の確定見込みによる減額と、国の補正に伴います西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料及び南舟津雨水ポンプ場更新実施設計業務委託料の増額をいたすものでございます。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235,556千円を増額し、歳入歳出それぞれ1,967,285千円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

また、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。

地方債の変更は、第3表 地方債補正によります。

2ページをお開きください。

2 ページから 3 ページは歳入歳出予算補正の総括表でございます。

4 ページをお開きください。

先ほど申し上げました第 2 表 繰越明許費でございます。

議案説明資料の最後のページ、50 ページで御説明しますので、お開きください。

1 番目の鹿島市公共下水道中牟田グリーンセンター耐震実施設計業務委託ですが、耐震診断の結果、耐震補強が必要となり、その実施設計に期間を要したためでございます。

2 番目の鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託でございますが、新しく設置するポンプの鋳造に用いる木型製作に不測の日数を要したためと、浄化センター汚泥濃縮槽が入札不成立となり、再設計に不測の日数を要したため及び国の 2 次補正により追加計上となったためでございます。

3 番目の南舟津雨水ポンプ場更新実施設計業務委託は、国の 2 次補正予算に伴い 3 月補正に新規に計上するため繰り越しとなるものでございます。

補正予算書に戻ります。5 ページをお開きください。

第 3 表 地方債補正でございますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を掲載しており、限度額を 657,200 千円に変更するものでございます。

6 ページをお開きください。

6 ページと 7 ページは予算の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

8 ページをごらんください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目、下水道費負担金でございます。これは受益地面積の確定及び一括納付などにより増収の見込みになるものでございます。

9 ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、公共下水道費国庫補助金でございますが、国の 2 次補正予算に伴い、西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料、南舟津雨水ポンプ場更新実施設計業務委託料として防災安全交付金を増額するものでございます。

10 ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、18,173 千円を減額いたすものでございます。

詳細につきましては、右側の説明のとおりでございます。

11 ページをお開きください。

7 款 1 項 1 目、公共下水道費債でございますが、125,000 千円の増額をいたしております。これは主に国の補正予算に伴います事業債の増額によるものでございます。

12 ページをお開きください。ここからは歳出でございます。

1 款 1 項 1 目、総務管理費でございます。これは人件費と受益者負担金一括納付奨励金の増により 638 千円を増額するものでございます。

2目．維持管理費は、事務費不用額179千円を減額するものでございます。

同じく3目．浄化センター費でございますが、299千円を減額いたしております。

13ページをお開きください。

1款2項1目の建設事業費でございますが、240,474千円の増額を行うものでございます。

主なものは、13節．委託料ですが、主に西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料及び南舟津雨水ポンプ場更新実施設計業務委託料を増額するものでございます。15節．工事請負費ですが、高津原雨水循環線水路築造工事の増額、雨水幹線管渠築造工事などの事業確定による減額をするものでございます。18節．備品購入費及び22節．補償補填及び賠償金は、事業確定により減額するものでございます。

14ページをごらんください。

2款1項1目の元金は、平成29年度分の借り入れ条件の確定に伴う減額と受益者負担金の増額による財源組み替えにより減額するものでございます。

同じく2目の利子でございますが、利率が確定いたしましたので、減額をいたすものでございます。

15ページから20ページは給与費の明細でございます。

21ページにつきましては、起債に関する調書を掲載しております。

以上、平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

12番徳村です。8ページの下水道費負担金ということで、歳入ですけれども、3,729千円、これは実質何件分に当たる金額なのかを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

この受益者負担金は面積によって1平米当たり440円ということで変わってきますので、何件分ということにはなってきません。面積がふえた分だけふえてきますので、面積によって面積が広く受益、加入していただきましたので、その分がふえてきたということになります。当初は収入見込み額を約80%程度見込んでおりましたけれども、済みません、失礼しました。ちょっと……

○議長（松尾勝利君）

暫時休憩します。

午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 20 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

ここで10分程度休憩します。3時30分から再開します。

午後 3 時 20 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

済みません。大変申しわけございませんでした。

この下水道負担金につきましては、面積1平米当たり440円の賦課がかかっております。

面積の増加部分なんですけれども、8,475平米ということになってきますが、件数が何件というふうに詳細には出てきません。ただ、大体平均して、1件当たり200平米としたところ、42件ということになってきます。

この増加の理由としましては、昨年度末から納富分地区につきましては、造成地区が大変活発に開発されました。3月末時点で造成地が賦課できるかできないかというのが、判断が迫られておりまして、とりあえず賦課はかけずにしておこうということで当初計上しておりましたけれども、実際3月末には完成しましたので、4月1日時点の持ち主に対して賦課をかけて増額になったということでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

あと、今、先ほど課長申されましたように、納富分地区——大字納富分地区なんですけれども、現在、下水がどんどん工事が進んでいると思いますけれども、公道の場合は、管を入れるのは市のほうでできていくというふうに思いますけれども、私道の場合ですね、やはり隣接するところの許可、持ち主の許可がどうしても必要になってくると思いますけれども、例えば、私道に10件あったとしますね、隣接する土地と家屋が。そしたら、その中に例えば1件でもノーと言われた場合は、これは管を通すことはできるんですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

その私道が開発道路ということで、共同名義人ということだろうと思います。そのときは、10件あって1件だけが反対されたということであれば、そこら辺は、厳密に言えば、全員の同意が必要でしょうけれども、協議になってくるかとは思いますが。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

多分ですね、今から若干そういうところも出てくるんじゃないかなという気がしますので、そこは慎重にですね、トラブルが起きないように対処していただきたいというふうに思います。

そしてあと、今新設の管がどんどん埋まっている状況で、仮舗装という形で今されていると思うんですね。その後、仮舗装が終わって、半年か1年ぐらい後に正舗装という形でされると思いますけれども、実際、以前、私が質問に立ったときに、道幅の狭いところではできるだけきれいに全舗装をお願いしますということで言っていたと思いますけれども、若干その道幅が広いところになると、どうしても予算的には全部はできないというふうに思います。その道幅の広さというか、どういう基準で全舗装をされるのか、それとも半分だけ舗装されるのかという、その基準があれば教えていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

明確な基準というのはございませんけれども、県道とか市道において、道路の地中に埋める場合は、2車線ある場合は、本復旧の場合は、片側1車線の部分に入れていきますので、片側1車線の分を復旧をということで、道路管理者の県、土木事務所とか都市建設課のほうと結んでおります。その幅員によってですけれども、仮舗装して本復旧するまでに沈下したりします。その後、影響範囲といいますか、くぼんだりしていますので、そこを現地を確認しながら、復旧をしているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

できるだけ道路は、もとよりもきれいにしていただきたいというふうに要望しておきます。

あと、12ページの受益者負担金一括納付報奨金増額という部分でお伺いをいたしますけれども、一括納付をされている方と分割納付をされている方の割合はどれぐらいになるんですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

一括納付金の奨励金ですけれども、これは明確な数字で何%が利用されているというのはございませんけれども、地元説明会に行って、やはり一括納付したほうが分割よりも19%ほどお得になりますので、ほとんどの方が一括納付——金額によりますけれども、一戸建ての方で、先ほど申しました200平米の方で、大体140千円程度の負担になります。

一括納付した場合、そのうち約20%が軽減できますので、ほとんどの方がそちらのほうを御利用されております。

○議長（松尾勝利君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

多分、一括納付も分割納付も、計算すれば出てくることなんじゃないかなと私思いますけれども、最後に、多分、資金的に厳しい御家庭もあるんじゃないかなというふうに思いますが、制度として、市に無償というかな、無利息の貸付金があったような気がしますけれども、これを利用された方というのはいらっしゃいますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

平成17年ぐらいに一度利用されて、それ以来、利用はなかったんですけども、今年度に入りまして、今3件ほど申請が出てきております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成30年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第14. 議案第20号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

それでは、議案第20号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書と議案書をお手元に御準備をよろしくお願いいたします。

まず、議案書は43ページとなっております。

今回の補正は、昨年の鹿島市議会12月定例会において御承認いただきました鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計を今年度末で廃止し、精算することに伴うものでございます。

それでは、議案第20号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたしますので、補正予算書をお手元に御準備ください。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ25,129千円を増額し、補正後の総額を26,273千円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお開きください。

2ページと3ページは、今回の歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページでございますが、今回の補正の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

6ページをごらんください。歳入でございます。

3款1項1目の一般会計繰入金でございますが、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計の廃止、精算に伴う1千円の減額でございます。

7ページをごらんください。

同じく歳入の、4款1項1目. 繰越金でございますが、当該特別会計の廃止、精算に伴う25,130千円の増額でございます。

8ページをごらんください。ここからは歳出でございます。

1 款 1 項 1 目、工業用地取得造成分譲費でございますが、谷田工場団地造成・分譲事業の平成30年度の事業費確定に伴う消耗品費41千円と委託料の596千円の減額、及び当該特別会計の廃止、精算に伴う一般会計への繰出金25,966千円の増額となっております。

最後に9ページをごらんください。

2 款 1 項 1 目、予備費でございますが、当該特別会計の廃止、精算に伴う200千円の減額となっております。

以上、平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

工場団地の事業が終わりになりましたが、最後に1つだけお尋ねをしたいと思います。

工場団地購入からこれまで、購入費その他必要経費、いろんな維持費、その他要ったと思いますが、どれだけのお金が投入されたのか、そのことについてお答えをください。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

谷田工場団地の造成費用につきましては、用地費、補償費、造成費、起債の元本、償還利子を合わせまして、合計約28億円の事業費となっております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございます。28億円ですね。済みません、その細かいことについて、後でペーパーでお示しいただけますかということですので、よろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

資料の提出をお願いします。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 平成30年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第21号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第15. 議案第21号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

議案第21号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は44ページでございます。

今回の補正の内容は、保険税額の見込み、療養給付費等の決算見込みに伴うものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ81,256千円を減額し、補正後の予算の総額を3,900,690千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

5ページをお開きください。

5ページと次の6ページは、今回の補正予算の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

7ページをお開きください。

ここからは歳入になります。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、国保税の現年課税分の収入見込みにより、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険納付金分を合わせて全体で62,600千円を増額し、滞納繰越分は、医療給付費分、後期高齢者支援金分を5,300千円減額補正し、補正額を57,300千円の増とするものでございます。

また、2目の退職被保険者等国民健康保険税については、現年課税分を収入見込みにより、1,300千円増額するものです。

8ページをごらんください。

3款1項1目1節の保険給付費等交付金（普通交付金）は、141,535千円を減額するものでございます。この交付金は、保険給付に必要な費用に対し、県から交付を受けるもので、内容は保険給付費の決算見込みに伴う減額でございます。

2節の保険給付費等交付金（特別交付金）は、特定健診事業の受診者数の見込みなどにより、3,535千円を減額するものです。

9ページをごらんください。

5款2項1目1節の一般会計繰入金は、1,587千円を増額するものです。内容は、財政安定化支援事業分等の増額など、決算見込みによる補正です。

10ページをお開きください。

7款3項1目1節の受託料は、349千円を減額するものです。内容は、受診者数の見込みにより減額をしております。

11ページをごらんください。

7款4項6目1節の雑入は、3,976千円を増額するものです。内容は、平成29年度退職医療療養給付費等交付金の交付金額の確定に伴う増額です。

12ページをお開きください。

続いて、歳出について説明をいたします。

1款1項1目の一般管理費は、1,174千円を減額するものです。主な内容は、職員人件費の減額などによるものです。

13ページをごらんください。

3項1目の賦課徴収費は、収納嘱託員の減により、1,000千円を減額するものです。

14ページをお開きください。

続く2款の保険給付費は、いずれも決算見込みに伴う減額補正となっております。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、108,314千円を減額、2目の退職被保険者等療養給付費は14,321千円を減額、3目の一般被保険者療養費は3,521千円を減額するものです。また、4目の退職被保険者等療養費は316千円を減額、5目の審査支払手数料は739千円を減額するものでございます。

15ページをごらんください。

2項1目の一般被保険者高額療養費は、12,177千円を減額するものです。

2目の退職被保険者等高額療養費は、2,147千円を減額するものです。

16ページをお開きください。

3款. 国民健康保険事業費納付金のうち、1項1目. 一般被保険者医療給付費分及び2目. 退職被保険者医療給付費分は、財源の組み替えで、増減はございません。

17ページをごらんください。

6款1項1目の特定健診等事業費は、7,224千円を減額するものです。内容は、特定健診事業及び特定保健指導事業の受診者数等の見込みによる補正でございます。

18ページをお開きください。

6款2項1目の保健衛生費は、財源の組み替えで、増減はありません。

2目の療養費は、345千円を減額するものです。内容は、はり、きゅう助成の決算見込みによる補正でございます。

3目の保健推進費は、1,525千円を減額するものでございます。内容は、保健指導等事業の実施事業の確定などに伴う補正でございます。

19ページをごらんください。

9款1項3目の償還金は、56,518千円を増額するものです。内容は、平成29年度の国庫療養給付費等負担金の額の確定などに伴う返還金の増額でございます。

20ページをお開きください。

10款1項1目の予備費は、財源調整のために、15,029千円を増額するものです。

21ページから27ページまでは、今回補正等の給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 平成30年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

日程第16 議案第22号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第16. 議案第22号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

それでは、議案第22号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

議案書は45ページになります。

お手元に配付の補正予算書にて説明をいたしますので、補正予算書の御用意をお願いいたします。

今回の補正の主な内容は、後期高齢者医療保険料や事務費等の決算見込みによるものとなっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ201千円を追加し、補正後の予算の増額を歳入歳出それぞれ417,984千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページと3ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別明細書でございます。

6ページをお開きください。

まず、歳入ですが、1款1項1目1節の特別徴収保険料現年度分は、決算見込みにより、5,293千円を増額するものです。

2目1節の普通徴収保険料現年度分は、決算見込みにより、2,622千円を増額するものです。

7ページをお開きください。

3款1項1目1節の事務費繰入金は、決算見込みにより、4,389千円を減額するものです。

2目1節の保険基盤安定繰入金は、決算見込みにより、3,540千円を減額するものです。

8ページをごらんください。

5款2項1目1節の保険料還付金は、決算見込みにより、161千円を増額するものです。

9ページをお開きください。

4項2目1節の雑入は、54千円を増額するものです。内容は、健康チャレンジ事業に対しての後期高齢者医療、長寿・健康増進事業補助金を計上するものでございます。

続いて、歳出について説明をいたします。

10ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費は、職員人件費の増に伴い、36千円を増額するものです。

11ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料などの決算見込みにより、50千

円を減額するものです。

12ページをごらんください。

3款1項1目の保険料還付金は、決算見込みにより、161千円を増額するものです。

13ページをお開きください。

2項1目、他会計繰出金は、54千円を増額するものです。内容は、健康チャレンジ事業への繰出金を計上するものです。

14ページから17ページまでは、今回補正等の給与費明細書となっております。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 平成30年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

日程第17 議案第23号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第17、議案第23号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についてであります。

当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

それでは、議案第23号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

議案書は46ページになりますが、別冊の補正予算書により御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人勸に伴う給与改定を含んだ人件費の決算見込みによる増額でございます。

て、予算の総額に3,914千円を追加し、補正後の総額を1,974,534千円とするものでございます。

補正の内訳を御説明いたします。

6ページの歳入をごらんください。

補正の内訳でございますけれども、一般会計4,087千円の増額、公共下水道事業特別会計420千円の増額、国民健康保険特別会計629千円の減額、後期高齢者医療特別会計36千円の増額でございます。

7ページ、歳出をお願いいたします。

歳出の内訳でございますけれども、報酬が74千円の増額、給料が155千円の減額、職員手当等が2,925千円の増額、共済費が1,070千円の増額となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 平成30年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第18 議案第1号～議案第6号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第18. 議案第1号 平成31年度鹿島市一般会計予算について、議案第2号 平成31年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成31年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第4号 平成31年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第5号 平成31年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第6号 平成31年度鹿島市水道事業会計予算について、以上6議案について一括して審議に入ります。

まず、議案第1号について当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

議案第1号 平成31年度鹿島市一般会計予算について御説明申し上げます。

議案書は1ページとなっております。

平成31年度鹿島市一般会計について、予算案を別紙のとおり提出するものでございます。

予算書と予算参考資料に基づき説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,961,000千円といたしております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びその金額につきましては、3ページから13ページの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、債務負担行為の事項、期間及び限度額は、14ページの第2表 債務負担行為のとおりでございます。

第3条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、15ページから17ページの第3表 地方債のとおりでございます。

第4条、一時借入金の最高額は、15億円といたしております。

2ページをお願いいたします。

第5条、歳出予算の流用は、人件費に係る分の流用範囲を定めております。

3ページから13ページまでの説明は省略いたします。

14ページをお願いいたします。

平成31年度に設定いたします債務負担行為でございます。

桜まつり振興対策に係る委託は、平成31年度に契約し、事業が平成32年度にまたがるために設定をいたしております。

学校給食センター調理等業務委託は、平成34年度までの契約期間とすることから、今回設定をいたしております。

生涯学習センター及び市民図書館の指定管理につきましては、平成35年度までの指定期間とすることから、今回設定をいたしております。

15ページをお願いいたします。

地方債につきましては、29事業で総額959,500千円を限度として、市債を発行することにいたしております。うち、3億円が地方交付税で、償還費が全額措置されます臨時財政対策債となっております。

それでは、予算の内容について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

44ページから47ページにつきましては、歳入歳出の事項別明細書でございます。説明は省略いたします。

48ページから、飛びますが、220ページまでは、歳入歳出の予算となります。説明は、別冊の予算参考資料により後ほど御説明いたします。

221ページから228ページは、給与費明細書で、人件費の内訳を示しております。

229ページから231ページは、債務負担に関する調書、232ページは地方債に関する調書でございますが、説明は省略をいたします。

予算の内容について御説明いたします。

別冊の予算参考資料1ページをお願いいたします。

平成31年度当初予算の概要でございます。ポイントを絞って御説明いたします。

平成31年度の予算は、総額13,961,000千円で編成し、前年度6月補正後と比較して2.6% (370,081千円) の減となっておりますが、第六次鹿島市総合計画を推進するために、必要な定住促進や子育て支援及び地方創生に向けたまちづくりのための事業を着実に実施する予算といたしております。

歳入予算につきましては、市税のうち、市民税は減額見込みでございますが、税制改正によります軽自動車税やたばこ税の増などによりまして、0.4% (13,054千円) の増となっております。

地方交付税は、公債費算入額の増など、基準財政需要額の増が見込まれるため、1.4% (50,000千円) の増となっております。臨時財政対策債は、18.9% (70,000千円) の減で計上をいたしており、実質的な地方交付税は、0.5% (20,000千円) の減を見込んでおります。

また、財源調整といたしまして、財政調整基金から440,000千円、公共施設建設基金から118,440千円を繰り入れております。

歳入に占める市債（借入金）の依存度は、6.9%で、前年度とほぼ横ばいとなっております。

歳出予算では、人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費は、0.5% (28,363千円) の増となっております。

人件費、扶助費は減でございますが、公債費が14.4% (114,564千円) の増となっていることによるものでございます。

また、人件費、扶助費、物件費、維持補修費、補助費等のいわゆる消費的経費は、一部事務組合負担金や物件費の増もございまして、1.2% (108,811千円) の増となっております。

2ページをお願いいたします。

次に、公債費、市債残高について申し上げます。

公債費は、近年の大型事業実施に要します市債の元利償還に伴い、増加いたしており、今後も増加の見込みでございますが、実質公債費比率等の各種財政指標は、適正な範囲で推移していくものと見込んでいるところでございます。

市債残高は、116億円を見込んでおりますが、このうち臨時財政対策債48億円を差し引き

ました実質的な市債残高、建設地方債でございますが、68億円となる見込みでございます。

なお、建設地方債残高のピークは、平成12年度の138億円となっております。

今後も計画的な市債管理を行ってまいります。

平成31年度の主要事業は、後ほど御説明いたします。

本市行財政運営につきましては、地方交付税や補助負担金等が減少します中、行財政改革プラン等の取り組みなどによりまして、多様化する財政需要に対応するため、限られた財源の中で事業の選択と集中など収支のバランスを念頭に置き、今後も人口減少に対応したまちづくり、社会情勢の変化の的確な対応等を図りながら、中・長期的に持続可能な財政運営を行ってまいります。

3ページは、国の予算編成の指針であります地方財政計画と本市の一般会計の概要を比較した資料でございます。御参照ください。

4ページ、5ページの説明は省略をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入の前年度6月補正後との比較でございます。

黒丸は主要一般財源で、市税や地方交付税のように用途が特定されないもので、総額7,758,123千円、歳入総額の55.3%を占めております。

白丸が自主財源で、市が独自に調達できる財源で、総額5,238,647千円、37.7%を占めております。

18行目の繰入金金は、基金から687,075千円を繰り入れることといたしております。その中で、一時的な収入不足を補填するために、財政調整基金から440,000千円の取り崩しを予定しております。また、小・中学校の改築や辺地道路整備事業などに充てるために、公共施設建設基金から118,440千円取り崩すことといたしております。

21行目の市債につきましては、959,500千円のうち、臨時財政対策債を3億円計上いたしております。

7ページは、歳出性質別の前年度6月補正後との比較でございます。

黒丸は人件費、扶助費、公債費で、表側番号4、義務的経費と言われるもので、総額6,211,738千円で、0.5%の増となっております。

白丸が消費的経費でございます。表側番号8、総額8,855,405千円で、1.2%の増となっております。

13行目の投資的経費は、総額1,750,272千円で、27.3%の減となっております。

8ページ及び9ページにつきましては、歳入予算の前年度比較表となっております。

8ページが前年度6月補正後との比較、9ページが12月補正後との比較となっております。同様に、10ページ、11ページが歳出の目的別の比較、12ページ、13ページは歳出の性質別の比較、14ページ、15ページは歳出の節、細節ごとの比較表となっております。説明は省略

いたします。

16ページをお願いいたします。

ここから予算の具体的な内容について御説明いたします。

市税につきましては、総額3,085,123千円で、前年度比13,054千円、0.4%の増となっております。

ナンバー2の個人市民税は、前年度比33,000千円、3.0%の減を見込んでおり、これは営業所得の減などによるものでございます。

ナンバー16及び19の軽自動車税、市たばこ税は、税制改正による増でございます。

17ページは、主要一般財源のうち、地方譲与税、各種交付金の明細となっております。

18ページをお願いいたします。

主要一般財源、総額7,758,123千円の内訳でございます。先ほど御説明いたしました市税に、譲与税、交付金、地方交付税及び臨時財政対策債を加えたものでございまして、前年度比30,054千円、0.4%の増で見込んでおります。

19ページは、分担金及び負担金でございます。総額196,415千円で、前年度比85,800千円、30.4%の減で見込んでおります。

20ページをお願いします。

使用料及び手数料でございます。総額229,679千円で、前年度比23,106千円、11.2%の増で見込んでおります。

21ページは、国庫支出金でございます。総額1,994,095千円で、前年度比213,385千円、9.7%の減で見込んでおります。

保育所等整備事業の増がありましたものの、社会資本整備総合交付金（住宅事業）などにより減となったものでございます。

22ページをお願いいたします。

県支出金でございます。総額1,395,758千円で、341,832千円、19.7%の減で見込んでおります。

強い農業づくり交付金事業補助金、トレーニングファーム整備推進事業費補助金の減などによるものでございます。

23ページは、財産収入でございます。総額9,214千円で、前年度比663千円、7.8%の増で見込んでおります。

24ページをお願いいたします。

繰入金でございます。基金または他会計から繰り入れるもので、総額687,075千円、前年度比25,793千円、3.6%の減で見込んでおります。

25ページは、積立基金の状況でございます。

平成31年度末の見込みでは、総額2,389,562千円で、平成30年度決算見込みからしますと、

403,896千円の減で見込んでおります。これは、先ほど申し上げましたとおり、繰り入れによる財源調整といたしまして、財政調整基金及び公共施設建設基金を取り崩したことなどによるものでございます。

26ページをお願いいたします。

市債（借入金）の内訳でございます。総額959,500千円を予定いたしております。前年度比104,200千円、9.8%の減で見込んでおります。

ナンバー13、農山漁村振興交付金事業債（道の駅鹿島）整備分の皆減などによるものでございます。

28ページをお願いいたします。

平成31年度発行市債の交付税財源措置額等を一覧表にしたものでございます。

29ページの表の下をごらんいただきたいと思っております。

ナンバー1からナンバー28までの建設事業債分の借り入れ見込み額659,500千円のうち、183,380千円が地方交付税により財源措置、補填される額でございます。交付税措置率は27.8%となっております。

これに、ナンバー29の臨時財政対策債を含めると、市債の借り入れ見込み額959,500千円のうち、交付税措置額は483,380千円、交付税措置率は50.4%でございます。

30ページをお願いいたします。

市債（借入金）残高の見込み額でございます。

平成31年度末の一般会計の市債残高見込み額は、1行目、右から3列目の11,585,268千円でございます。このうち、下から4行目の⑤臨時財政対策債を除いた建設地方債の残高見込み額は、小計欄の6,772,958千円でございます。この中にも約46%の交付税措置が見込まれますので、実質的な負担見込み額は約36億円となります。

31ページは、その他の歳入でございます。

寄附金や諸収入の主なものを掲載いたしております。

32ページから43ページにつきましては、歳出の性質別の比較表でございますが、説明は省略をいたします。

44ページをお願いいたします。

平成31年度投資的事業を除く重点施策及び特徴的な事業を掲載いたしております。

予算審査特別委員会で、事業内容等につきましては各課から説明があると思っておりますので、ここでは概要を申し上げます。

ナンバー1、ふるさと納税推進事業は、寄附金のPR、積み立て、返礼品等に係る経費として6億円を計上いたしております。

ナンバー4からナンバー6につきましては、新設をいたします子育て総合相談センターで実施をいたします事業でございます。

子育て総合相談センター事業は、妊産婦、子育て家庭の相談や、利用者の居宅を訪問しての保健指導など、妊娠、出産を経て、子育て期に至るまで切れ目のない支援を、関係機関と連携の上、強化を図るものでございます。その経費といたしまして、総額13,072千円を計上いたしております。

45ページのナンバー9、子どもの医療費の助成事業は、高校生等の入院費につきまして、償還払いにより助成を行うもので、1,500千円を計上いたしております。

ナンバー11、企業誘致対策事業は、新規工業団地適地調査委託料等で、4,440千円を計上いたしております。

ナンバー12、後継者育成対策事業は、後継者育成対策の充実を図るため、トマトのトレーニングファーム研修生を対象に、鹿島市独自の支援策を実施する移住定着支援補助金等で、930千円を計上いたしております。

46ページをお願いいたします。

ナンバー17、耐震化促進事業は、民間建築物の耐震化を図るため、耐震診断、補強計画策定及び耐震改修に対しまして、経費の一部を助成する耐震診断事業補助金等で、15,623千円を計上いたしております。

ナンバー18及びナンバー20の小学校、中学校一般管理事業は、学校徴収金管理システム経費をそれぞれ計上いたしております。

47ページは、投資的事業の内訳でございます。

国庫財源を伴います補助事業費につきまして御説明いたします。

ナンバー2、放課後児童健全育成事業は、北鹿島小学校敷地内に整備をいたします放課後児童クラブの新築工事として、54,491千円を計上いたしております。

ナンバー3、保育所整備事業は、認定こども園建設補助、ことじ保育園及び明朗幼稚園分といたしまして、309,378千円を計上いたしております。

ナンバー4、保育対策総合支援事業は、見守りカメラなど、保育所等におきます事故防止補助費として、3,328千円を計上いたしております。

ナンバー9、漁港海岸保全施設整備事業は、実施設計業務委託料として20,000千円を計上いたしております。

ナンバー11、社会資本整備総合交付金事業は、大規模舗装補修、橋梁補修などで、169,000千円を計上いたしております。

ナンバー12、肥前浜宿街なみ環境整備事業は、肥前浜駅前広場整備工事及び家屋修景補助などで、30,000千円を計上いたしております。

ナンバー16、小学校大規模改造整備事業は、古枝小学校大規模改造事業2期工事で、151,650千円を計上いたしております。

48ページをお願いいたします。

国庫財源を伴わない地方単独事業の一覧でございます。

ナンバー5、市民会館建設事業は、新市民会館建設設計業務で、70,898千円を計上いたしております。

ナンバー8、さが園芸農業者育成対策事業は、園芸施設長寿命化及び省エネ型園芸施設整備等の補助で、86,775千円を計上いたしております。

ナンバー18、自然の館管理運営費は、駐車場補修、屋根及び外壁改修工事費として6,400千円を計上いたしております。

49ページのナンバー32、地域密着型市道改修事業は、側溝及び路肩改修工事で、14,000千円を計上いたしております。

ナンバー34、辺地道路整備事業は、道路・橋りょう改修工事等で、148,921千円を計上いたしております。

50ページをお願いいたします。

ナンバー41、佐賀県遺産保存事業は、佐賀県遺産修理補助で、8,000千円を計上いたしております。

ナンバー58、厨房施設整備事業は、給食配送車の更新、調理場スポットクーラーの取りついで、8,160千円を計上いたしております。

ナンバー59、公民館一般経常は、北鹿島公民館外壁工事で、15,000千円を計上いたしております。

51ページのナンバー64、蟻尾山公園管理事業は、クロスカントリーコースの電灯設置工事で、5,222千円を計上いたしております。

52ページの県営事業負担金、53ページの災害復旧事業費は御参照ください。

54ページは、県営事業負担金一覧表でございます。

55ページは、地方消費税引き上げ分の社会保障費への財源充当を示したものでございます。

56ページ以降は、本市が取り組むまちづくりの施策や主な事業における事業概要の説明資料でございます。

56ページは、一般会計のほか、会計ごとの予算状況を示してございます。

57ページ、58ページは、平成16年度以降の財政状況の推移でございます。

59ページは、税収と地方交付税の推移でございます。

60ページは、市債及び基金残高の推移表でございます。

御参照ください。

61ページから85ページにつきましては、所管課ごとの事業につきまして記載をいたしておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で予算の概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第2号について当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第2号 平成31年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書は2ページです。

それでは、予算書で御説明しますので、お手元に予算書の御用意をお願いいたします。

予算書の18ページをお開きください。

平成31年度の鹿島市公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項で、歳入歳出それぞれ1,455,571千円といたすものでございます。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、20ページから22ページの第1表 歳入歳出予算のとおりでございます。

第2条、継続費の経費の総額及び年割額は、23ページ、第2表 継続費のとおりでございます。

第3条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、24ページにございます第3表 債務負担行為のとおりでございます。

第4条の地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、25ページの第4表 地方債によるもので、限度額を403,600千円といたすものでございます。

19ページをお開きください。

第5条の一時借入金でございますが、最高額を6億円と定めているものでございます。

第6条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した予算額に不足を生じた場合、同一款で各項の間での流用と定めたものでございます。

それでは、詳細につきまして予算書の235ページから説明しますので、お開きください。

歳入ですけれども、1款1項1目、下水道費負担金は、29,447千円を見込んでおります。前年度と比較いたしますと、受益者負担金の賦課面積の減少に伴い、減額となっております。

236ページをお開きください。

2款1項1目、公共下水道使用料は、143,997千円を計上いたしております。これは、接続者の増加による増額を見込んでおります。

2項、土木使用料は、浄化センター内の九電及びN T Tの電柱等の使用料でございます。

237ページをお開きください。

2款2項1目、公共下水道手数料は、公共下水道指定工事店登録手数料や下水道使用料及び受益者負担金の督促手数料等を計上いたしております。

238ページをお開きください。

3款1項1目．公共下水道費国庫補助金につきましては、293,350千円を計上いたしております。汚水管渠の整備や西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料などに伴う補助金となっております。

239ページをごらんください。

4款1項1目．一般会計繰入金は、585,043千円を見込んでおります。充当先は、説明欄のとおりでございます。

240ページをお開きください。

5款1項1目．繰越金、241ページの6款1項1目の延滞金及び2目の過料、次のページの6款2項1目の雑入につきましては、費目存置でございます。

243ページをお開きください。

7款1項1目．公共下水道事業債は、403,600千円を予定いたしておるところでございます。こちら、汚水管渠の整備や西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料などに充当になっております。

次に、244ページをお開きください。

これからは歳出でございます。

1款1項1目．総務管理費は、57,004千円を見込んでおります。主なものとしては、人件費、受益者負担金の一括納付報奨金、地方公営企業法適用移行支援業務委託、水道課への徴収委託、下水道台帳システム保守料、下水道管路台帳のシステムリース料などがございます。

また、次の245ページに続きますが、各種負担金、消費税及び地方消費税を計上いたしております。

1款1項2目．維持管理費は、34,531千円でございます。主なものでは、246ページの7節のポンプ場の運転賃金、11節の需用費、これは雨水ポンプ場等の光熱水費や修繕料でございます。13節の委託料は、ポンプ場の管理業務や沈砂池の浚渫業務などがございます。15節．工事請負費では、管渠の補修工事を、16節．原材料費も、管渠や補修用合材を計上しているところがございます。

次に、1款1項3目．浄化センター費でございますけれども、140,620千円を計上いたしております。主なものにつきましては、247ページをお開きください。11節の需用費、これは浄化センターや中継ポンプ場の光熱水費や修繕料となっております。13節の委託料は、浄化センターの運転管理業務や浄化センターの周辺海域の水質調査等を計上いたしております。備品購入につきましては、浄化センターの備品の更新費用を計上いたしております。

248ページをお開きください。

1款2項1目．建設事業費は、716,274千円を計上いたしております。主なものでは、13節．委託料で、西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託料ほかで、324,700千円を計上いたして

おります。

249ページをお開きください。

15節の工事請負費につきましては、汚水管渠築造工事ほかで、333,000千円を計上いたしております。

22節、補償補填及び賠償金につきましては、水道管等の移設補償を計上いたしております。250ページをごらんください。

2款1項1目の元金は、401,363千円、2目、利子は104,779千円を計上いたしております。これにつきましては、長期債借り入れ分の元金、利子の償還用でございます。

251ページをお開きください。

3款1項1目、予備費につきましては、1,000千円を計上いたしております。

252ページから257ページにつきましては、職員の給与関係、258ページは継続費についての調書、259ページは債務負担行為の調書、260ページにつきましては、起債に関する調書を掲載いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩をいたします。4時55分から再開をいたします。

午後4時42分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで申し上げます。会議規則第8条第2項に基づき、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

それでは次に、議案第3号及び議案第4号について当局の説明を求めます。中村保険健康課長。

○保険健康課長（中村祐介君）

それでは、議案第3号 平成31年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書は3ページでございます。

予算書にて説明をいたしますので、予算書の御準備をお願いいたします。

それでは、予算書の26ページをお開きください。

第1条第1項で、平成31年度鹿島市国民健康保険特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ3,805,834千円といたしております。前年度と比較をいたしまして170,302千円の減でございます。

また、第2項の款項の区分ごとの金額は、次の27ページから31ページの第1表 歳入歳出

予算に記載をしているとおりでございます。

第2条では、一時借入金の限度額を4億円と定めております。

第3条では、歳出予算の流用の範囲を定めております。

それでは、予算書の261ページをお開きください。

まず、歳入について御説明をいたします。主なものを説明したいと思います。

1款1項1目は一般被保険者、次の265ページの2目は退職被保険者等の国民健康保険税で、医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年度課税分、滞納繰越分を計上いたしております。

なお、国民健康保険の世帯数は、一般と退職を合わせまして4,419世帯、被保険者数が7,491人、介護保険関係では世帯数が2,080世帯、被保険者数が2,523人で計上をいたしております。

なお、後期高齢者支援金分の賦課対象者は医療給付費分の賦課対象者と同じでございます。

国民健康保険税の総額は267ページの下段にありますように、764,793千円を計上いたしております。前年度と比較をいたしますと23,193千円の増と見込んでおります。

次に、269ページをお開きください。

3款1項1目の保険給付費等交付金は、保険給付に要する費用等が県から交付されるもので、普通交付金、特別交付金を合わせて2,646,987千円を計上いたしております。

次に、271ページをお開きください。

5款1項1目。基金繰入金は、国民健康保険基金より45,000千円を計上しております。

272ページをごらんください。

5款2項1目の一般会計繰入金には、保険基盤安定化繰入金や国保財政安定化支援事業分など343,617千円を計上いたしております。

次に、274ページをごらんください。

7款1項の延滞金・加算金及び過料は153千円を計上いたしております。

次に、276ページをお開きください。

7款3項1目。特定健診等受託料は、後期高齢者医療被保険者の健康診査に係る受託料514千円を計上いたしております。

277ページをお開きください。

7款4項。雑入には第三者納付金等4,167千円を計上いたしております。

次に、歳出について説明をいたします。

278ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費には、職員の人件費や電算処理等に要する経費として116,090千円を計上いたしております。

2目の連合会負担金には1,860千円を計上いたしております。

次に、281ページをお開きください。

1 款 3 項 1 目の賦課徴収費には、収納嘱託員報酬、事務経費等6,580千円を計上いたしております。

次に、283ページをお開きください。

次の 2 款 1 項 1 目の一般被保険者療養給付費は、前年度比195,245千円減の2,158,413千円を計上いたしております。

2 目の退職被保険者等療養給付費には12,320千円を計上しております。

3 目の一般被保険者療養費には26,408千円、4 目の退職被保険者等療養費には472千円を、どちらも補装具や柔道整復師等を計上しております。

5 目の審査支払手数料は7,669千円を見込んでおります。

次に、284ページをお開きください。

2 款 2 項の高額療養費には、一般退職被保険者等の高額療養費と高額介護合算療養費を合わせまして335,687千円を計上しております。

次に、286ページをお開きください。

2 款 4 項の出産育児一時金は14,700千円で、35名の出生者数を見込んでおります。

287ページをお開きください。

次の 2 款 5 項の葬祭費は1,800千円で、60件分を計上いたしております。

288ページをごらんください。

3 款. 国民健康保険事業費納付金は、保険給付費等に充てるため、各市町が県に納付することになっております。

1 項の医療給付費分は、一般、退職合わせて814,361千円を計上いたしております。

次に、289ページをお開きください。

2 項. 後期高齢者支援金等分は、後期高齢者支援金の納付に充てるための費用として193,627千円を計上しております。

次に、290ページをごらんください。

同じく 3 項. 介護納付金分は、介護納付金に充てるための費用として66,442千円を計上しております。

次に、飛びまして、293ページをお開きください。

6 款 1 項の特定健診等事業費には、糖尿病や脳卒中などを早期発見し、予防するための特定健診等に係る費用29,778千円を計上いたしております。

294ページをごらんください。

6 款 2 項の保健事業費には、医療費通知の共同電算処理委託料や、はり、きゅう施術助成費、訪問指導委託料、人間ドック等に対する助成費など、合わせまして11,402千円を計上しております。

次に、297ページをお開きください。

9款. 諸支出金には、保険税の過年度還付金など合わせて4,502千円を計上いたしております。

298ページをごらんください。

10款. 予備費として3,304千円を計上いたしております。

299ページから305ページは給与費の明細書です。説明は省略したいと思います。

以上で平成31年度鹿島市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第4号 平成31年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

議案書は4ページでございます。

予算書で御説明をいたしますので、お手元に準備をお願いいたします。

それでは、予算書の32ページをお開きください。

平成31年度鹿島市後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ425,006千円といたしております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の33ページから35ページにあります第1表 歳入歳出予算に記載をしておいでございます。

次に、306ページをお開きください。

306ページと次の307ページは、歳入歳出予算の事項別の明細書となります。

それでは、予算の内容につきまして説明をいたします。

308ページをお開きください。

歳入になります。主なものを御説明したいと思います。

1款1項. 後期高齢者医療保険料のうち、1目の特別徴収保険料は197,331千円を計上いたしております。

また、2目の普通徴収保険料は、現年度分、滞納繰越分、合わせて84,300千円を計上いたしております。

なお、被保険者数は、特別徴収、普通徴収合わせまして4,922人と見込んでおります。

次に、飛びまして、310ページをお開きください。

次の3款1項1目の事務費繰入金につきましては31,129千円を、2目の保険基盤安定繰入金には110,952千円をそれぞれ計上いたしております。

次、飛びまして、314ページをお開きください。

5款2項1目の保険料還付金には1,200千円を、2目の還付加算金については20千円を計上いたしております。

次に、飛びまして、317ページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

1 款 1 項 1 目の一般管理費には、職員の人件費等10,758千円を計上いたしております。

318ページをお開きください。

1 款 2 項 1 目の徴収費には1,168千円を計上いたしております。

2 目の滞納処分費には5千円を計上いたしております。

319ページをごらんください。

次の2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金には、事務費と保険料等の納付金411,637千円を、前年度対比8,698千円の増で計上いたしております。

320ページをお開きください。

3 款 1 項 1 目、保険料還付金及び2目、還付加算金には合わせまして1,220千円を計上いたしております。

322ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目、予備費には200千円を計上いたしております。

323ページから326ページまでは給与費の明細書となっております。説明は省略いたします。

以上で平成31年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第5号について当局の説明を求めます。中島総務課長。

○総務課長（中島 剛君）

それでは、議案第5号「平成31年度鹿島市給与管理特別会計予算について御説明をいたします。

予算書36ページをお願いいたします。

平成31年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,981,556千円と定めるものでございます。

次に、予算に関する説明書329ページをお願いいたします。

歳入内訳でございます。

給与振替収入で、まず一般会計から1,791,994千円、公共下水道事業特別会計78,700千円、国民健康保険特別会計100,163千円、後期高齢者医療特別会計10,699千円となっております。

330ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 節、報酬、一般会計で54人分、国民健康保険特別会計1人分、合わせて126,639千円、

2 節、給料、一般会計で229人分、後期高齢者医療特別会計が2人分、公共下水道事業特別会計が11人分、国民健康保険特別会計14人分、合わせて964,379千円。3 節、職員手当等が

522,734千円、4 節、共済費が367,804千円でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

次に、議案第6号について当局の説明を求めます。広瀬水道課長。

○水道課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第6号 平成31年度鹿島市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書は6ページでございますが、別冊の平成31年度鹿島市水道事業会計予算書にて御説明いたしますので、御用意をお願いいたします。

それでは、1ページをごらんください。

平成31年度鹿島市水道事業会計予算でございます。

第2条、業務の予定量でございます。給水戸数は9,550戸、年間配水量は286万3,000立方メートル、1日平均配水量は7,822立方メートルを予定しております。

次に、第3条でございますが、第3条、収益的収入及び支出及び2ページの第4条、資本的収入及び支出の予算額の内訳、内容につきましては、33ページ以降の説明となる平成31年度鹿島市水道事業会計予算明細書の中で御説明いたします。

それでは、第3条、収益的収入及び支出でございます。予定額は税込み額でございます。収入でございます。

第1款、事業収益は581,447千円の予算計上でございます。

次に、支出でございます。

第1款、事業費は477,759千円の予算計上でございます。

2ページをごらんください。

第4条、資本的収入及び支出でございます。予定額は税込み額でございます。

収入でございます。

第1款、資本的収入は359,233千円の予算計上でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は573,706千円の予算計上でございます。

申しわけございませんが、再度1ページ下段をごらんください。

第4条、資本的収支不足額の補填でございますが、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額214,473千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額29,254千円、当年度分損益勘定留保資金172,504千円及び減債積立金12,715千円で補填する予定でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第5条、企業債でございますが、企業債の借入限度額を351,100千円と定めるものでございます。

第6条、一時借入金でございますが、借入限度額を2億円と定めるものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第7条でございますが、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございまして、営業費用、営業外費用でございます。

第8条でございますが、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。職員給与費68,097千円と費目存置である交際費でございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計からの鮎越地区給水事業に伴う企業債元利償還補助など7,711千円を計上しております。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を6,652千円と定めるものでございます。

4ページ以降は附属書類となります。

4ページから15ページは平成31年度鹿島市水道事業会計予算実施計画、平成31年度鹿島市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書及び給与明細でございますが、説明は省略いたします。

16ページ、17ページは平成31年度鹿島市水道事業会計予定損益計算書でございますが、税抜き処理でございます。1営業期間中の経営成績をあらわすものであり、17ページの下ほどに記載しておりますが、平成31年度当年度純利益を70,147千円と予定しております。

18ページから21ページは平成31年度鹿島市水道事業会計予定貸借対照表でございます。

19ページ上段の現金預金619,533千円は、9ページの平成31年度キャッシュフロー計算書下段の資金期末残高619,533千円と一致しております。

22ページから24ページは新年度予算調整に当たっての注記でございます。

25ページから32ページは平成30年度鹿島市水道事業会計予定損益計算書、平成30年度鹿島市水道事業会計予定貸借対照表、平成30年度鹿島市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございますが、説明は省略いたします。

33ページをごらんください。

平成31年度鹿島市水道事業会計予算明細書について御説明をいたします。

収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、ともに税込みの予算額でございます。

まず、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入でございます。

1款1項、営業収益は主たる営業活動から生ずる収益でございますが、525,369千円を計上しております。

1目、給水収益505,718千円は、平成29年度及び平成30年度の給水収益実績をもとに算出しております。

2目、受託工事収益600千円は、他事業で誤って破損した配水管修繕等の工事受託に伴う収益でございます。

3目、新設負担金5,543千円は、住宅の新築等に伴う給水装置工事申請の際の量水器を新設、増設、増径する場合にいただく負担金収入でございます。

4目. その他の営業収益は13,508千円でございます。水道の開栓や竣工検査に伴う手数料、配水破損事故等の対応に伴う職員労務費、下水道使用料徴収事務に対する負担金等でございます。

1款2項. 営業外収益は金融及び販売活動に伴うその他主たる営業活動以外からの収益でございまして、56,076千円を計上しております。

1目. 受取利息及び配当金は費目存置でございます。

34ページをごらんください。

2目. 他会計補助金2,524千円は、県に支出する中木庭ダム維持管理負担金及び簡易水道事業債償還利子分の一般会計補助金でございます。

3目. 雑収益815千円は、旧水道庁舎の一般会計への貸し付け、水道用地の貸し付け等による収入でございます。

4目. 長期前受金戻入49,000千円は、新会計制度への移行に伴い、みなし償却が廃止されたことから、補助金等により取得した資産の減価償却を行うため、年度内に発生する減価償却見合い額を長期前受金から収益化処理したものでございます。

5目. 消費税還付金3,736千円は、消費税確定に伴う還付金を予定しております。これは、新久保山配水池築造事業の実施に伴い、事業費が増加し、仮払い消費税が増加するためでございます。

1款3項. 特別利益は当年度の経常収益から除外すべき収益でございますが、費目存置でございまして。

以上、事業収益は581,447千円の予算計上でございます。

35ページをごらんください。

支出でございます。

1款1項. 営業費用は主たる営業活動から生ずる費用でございまして、423,728千円を計上いたしております。

1目. 原水及び浄水費73,371千円は、原水の取り入れ、原水、浄水設備の維持及び作業に要する費用でございまして、主な費用は、水質検査等の委託料、施設の修繕費、動力費、人件費等でございます。

36ページをごらんください。

2目. 配水及び給水費43,771千円は、配水池や配水及び給水設備の維持及び作業に要する費用でございまして、主な費用は、漏水調査や検満メーター取りかえなどの委託料、施設の修繕費、人件費などでございます。

38ページをごらんください。

3目. 受託工事費600千円は、他事業で誤って破損した配水管修繕等の工事受託に伴う費用でございます。

4目．総係費84,481千円は、水道経営全体の事務費用でございまして、主な費用といたしましては、検針業務、水道施設台帳作成業務などの委託料、水道会計システム負担金や新世紀センター管理費などの事務管理費負担金、人件費などでございます。

40ページをごらんください。

5目．減価償却費211,404千円は、年度内に発生する減価償却費の計上でございます。

6目．資産減耗費10,100千円は、有形固定資産除却に伴う除却損の計上でございます。

7目．その他営業費用は費目存置でございます。

1款2項．営業外費用は金融及び財務に伴う費用、その他主たる営業活動に係る費用以外の費用でございまして、53,029千円を計上しております。

1目．支払利息及び企業債取扱諸費52,127千円は、企業債に対する利息及び一時借入金利息でございます。

2目．雑支出901千円は、過年度の漏水減免に伴う水道料金還付等の費用などでございます。

3目．消費税は費目存置でございます。

41ページをごらんください。

1款3項．特別損失は当年度の経常的費用から除外すべき損失でございまして、1目．引当金は費目存置でございます。

2目．その他特別損失も費目存置でございます。

1款4項．予備費は、前年と同様1,000千円の予算計上でございます。

以上、事業費は477,759千円の予算計上でございます。

42ページをごらんください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入でございます。

資本的収入は、水道資産の取得に伴い生ずる収入でございます。

1款1項．他会計出資金5,187千円は、一般会計からの簡易水道事業債償還元金補助の計上でございます。

1款2項．他会計負担金1,944千円は、一般会計からの消火栓設置負担金の計上でございます。

1款3項．工事負担金、1款5項．固定資産売却収入は費目存置でございます。

1款4項．工事補償金1,000千円は、他事業関連に伴う配水管等の布設替工事補償金の計上でございます。

43ページをごらんください。

1款6項．企業債351,100千円は、機械及び装置、配水設備の新設、更新及び新久保山配水池改修事業に伴う企業債借入額の計上でございます。

以上、資本的収入は359,233千円の予算計上でございます。

44ページをごらんください。

支出でございます。

資本的支出は資産の取得に伴い生ずる支出でございます。

1款1項. 建設改良費は381,673千円の計上でございます。

1目. 事務費9,792千円は、人件費などの事務的経費でございます。

45ページをごらんください。

2目. 施設費16,226千円は、老朽化に伴う送水ポンプの取りかえ工事、浄水場滅菌機の取りかえ工事、災害用備品等購入及び既存の納富分水源用地と納富分水源維持管理用地購入のための予算計上でございます。

3目. 改良費は32,139千円でございます。消火栓設置費、配水管の新設、配水管の更新などの工事費用の計上でございます。

46ページをごらんください。

4目. 第6次拡張事業費は費目存置でございます。

5目. 久保山配水池改修事業費は323,511千円でございます。新配水池築造に係る配水池附属設備工事、送配水管新設工事、第2次造成工事に伴う予算計上でございます。

1款2項. 企業債償還金187,033千円は、平成31年度償還予定額の計上でございます。

1款3項. 予備費は、前年度と同額の5,000千円を計上いたしております。

以上、資本的支出は573,706千円の予算計上でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

それでは、議案第1号から議案第6号までの6議案を一括して質疑に入りますが、本6議案は新年度予算審査特別委員会へ付託を予定しておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は、議案番号と会計名を言ってから質疑に入ってください。

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番です。1点だけ。

31年度の予算で一番気になるのは、安倍総理が10月から消費税の増税を打ち出しておりますね。それがどうなるかわかりませんが、今の状況でいった場合に、この10%の増税というのが鹿島市の財政運営に、また市民の暮らしにどのような形で来るのか。10月からといえども、やっぱりその辺があると思いますので、その辺について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

簡潔にお答えしたいと思います。

要すればわからないんですよ。なぜかといったら、今からどういうことが周辺で起きるか。例えば株価が暴落するだとか、いろんな条件がつかますから、その消費税だけの議論は難しいと思います。

ただ、過去上がったときがございますから、消費税が上がったといえますか、3%、5%、8%とか来た経過がございますから、そのときにどういうことが市内で起きたかという、いわば検証はできる範囲で作業をやっていますから、それは担当の課長からお答えをさせたいと思います。くどいようですが、消費税だけの議論では、影響がこれだけありますよ、大変ですとか、そういうことはなかなか難しい。

ただ言えることは、全体の例えば物価そのものが上がるのかどうかということも踏まえて考えないといけないと。恐らくそのことも御説明すると思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

田代税務課長。

○税務課長（田代 章君）

お答えをいたします。

消費税の増税に伴う税収への影響ということで捉えておりますけれども、これは先般の一般質問の中でもお答えいたしておったかと思いますが、今のところ何とも言えないんです。一時的には消費が上下動するというところでございますが、長期的に見れば、生活の一環のものでございますので、平常の数値に落ちつくということで捉えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろ条件はあると思いますが、言えるのは、やっぱり上がることによって市民の暮らしに大きな影響が出るのは、これは当然のことだし、特に先ほどありました3%、5%、8%上がった時点でも、そういうことで景気がよくなったということは言えないというのも明らかになっているわけで、その辺でやっぱり今後、市のいろんな運営に関しても影響があると思います。ここでこうだという結論は出ないと思いますが、これからの今年度の一番の課題だと思いましたのでお尋ねをいたしました。税務課長にお答えさせるのはちょっと大変だったと思いますが、そういうことで、お互いに頑張っていかなといけないと思いますが、どっちにしても上がらないことが一番だし、そのために頑張らんといかんのじゃないかと思

います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

5番議員の松田です。それでは、数点質問をさせていただきたいと思いますが、議案第1号の平成31年度鹿島市一般会計予算について質問をいたします。

資料は鹿島市一般会計予算、当初予算の予算参考資料のまず1ページですけれども、平成31年度の一般会計当初予算として、「第六次総合計画を推進するために必要な定住促進や子育て支援など、地方創生に向けたまちづくりのための事業を着実に実施する予算となっている。」とありますけれども、この予算編成をするに当たって、どういうところを重視され、また、どのような工夫をされたのか、まず初めにお聞きをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

平成31年度新年度予算編成に当たり、どういう点を考慮し、工夫をしたかというところがございます。

やはり財政運営の考え方といたしましては、まず、住民サービスですね、行政サービスを安定的に提供していくこと。しかしながら、年度年度で歳入歳出、いろんな財政需要等が生じてまいります。そういう中で、この安定的な提供が一番必要であろうかというふうに考えております。

一例を申し上げますと、人口減少、少子・高齢化、または災害等に伴う備え、あと公共施設等の維持管理等ございますが、これら財政需要の増加に備えること、繰り返しになりますが、行政サービスを安定的に提供することが持続可能な社会の実現につながるというふうに考えております。しかしながら、主要一般財源というのがなかなか厳しい状況でございます。これら一般財源の総額をいかに確保していくかというのが一つございます。

一方、歳出におきましては、歳出抑制なり、あれもこれもというふうなことは事業実施はできませんので、あれかこれか、いわゆる選択と集中を図りながら行っていくということで、歳入と歳出のバランス、均衡をいかに保つかというところを主眼に置いてきたわけでございます。そういう中で、基金等の活用もしていきながら、もしくはもう一点、単年度だけではなくて、やはり中長期をいかに見越しながら、見据えながら、そこら辺の見きわめをしていくかというところが1点ということでございます。そういうことを念頭に置きながら、今回の予算編成を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

答弁の中に住民サービスの安定的な提供ということで、財政運営に気をつけながらということでありましたけれども、この資料の2ページですが、一番最初に公債費と市債残高についてということで説明がっております。

この中で、まず1点が、公債費の借入金の返済が——近年、鹿島市が実施をしてきた大型事業の市債の元利償還に伴って公債費がふえてきていると。今後もふえる見込みであるということであればですよ、他の経費、他の事業に、結局、この公債費のふえた分が使えないということになってくると思います。その辺を考えたときに、今後、市債残高、また大型事業をどのくらいの事業規模にするのかというのが大切になってくると思いますが、この辺のバランスをどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

資料2ページでございますね。公債費14.4%の増となっております。これにつきましては、各戸配布の防災情報伝達システム、それと新世紀センター建設に係る償還が平成31年度から始まるということによる増でございます。14.4%の増となっておりますが、これにつきましては、もちろん実施計画、または中期財政計画で織り込んだものでございまして、ここは想定範囲内ということでございます。今後もふえてはいきますが、私たちは市債残高であったりとか基金、もしくは実質公債費比率等の各財政指標、このあたりを十分念頭に置きながら、5年後、またはその先を見据えた財政運営を行っていく必要があるというふうに考えております。

それと、市債と基金のバランスですかね。（「それはいいです」と呼ぶ者あり）それはよろしいですか。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それぞれを考えた場合に、今平成31年度の予算で、一つは新市民会館の基本設計の事業費が上がっております。もう一つは、予算書の108ページに庁舎の耐震診断の委託料という形で16,000千円が上がってきていると。これらは鹿島市が今からやらなければならないことで

あると思います。市民会館の建設費の予算がどういう組み立てをされるのか、また、庁舎の耐震についても今後やらなければならないということになっておりますから、これらの将来的な負担も考えたときに、市債残高をどのくらいに持っていくのかというのを考えておかなければならないと思います。

もう一点は基金のほうですけれども、こちらのほうも今年度24億円を切るような形になりますし、また、それぞれの基金残高を見ても厳しくなっていくのではないかと思います。

午前中か午後の初めだったかもしれませんけれども、伊東議員の駅前開発の質問のときに、市長が答弁の中で、市の今後どのくらい投資ができるか、投資力ですね、それを精査しなければならないとありましたけれども、この辺を一体的に考えた上で財政のバランスというのを考えていかなければならないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

話の筋はおっしゃるとおりなんです。ただ、考えていただきたいのは、金を残す、基金を使わない、仕事をしなければたまるんです。市というのは何と申しますか、変な言い方ですけども、しなくても決まった税金が入ってまいりますので、たまるのはたまります。それでは市民のためにならない。どうやって使うか、要するに使い方が問題なんです。そのときに、たくさん基金が残っていればやれることは全部やればいいんですよ。

今、基準となっていますのは、さっき企画財政課参事がお話をしていましたように、一定の指標を全国的に総務省からお示しいただいているから、それはまず頭に置かないといけないということですよ。

それから、それでもまだ不安、心配なことはある。何が起きるかわからない。もうそろそろですね、我々のところはまだ喫水線に達していませんけれども、危ないと言われていたまちないわけじゃないんですよ。近くじゃないですけど、遠くにあるんですよ。そこで、そういう事態になってから検討しては手おくれになるかもしれないということで、さっきお話があったように、早目に準備したほうがいいだろうということで、今チームを組んでもらって、財政のあり方、それからバランス、どのくらい我々は能力があると判断すべきかということ作業をやっていただいております。そのことについては、まだ年明けてから発足したばかりですから、具体的なことはお示しできませんが、もう少し具体的に方向なり、それから、体制なりがはっきりすればお話ができるんじゃないかな、そういうふうに思っております。準備を始めたということだけは頭に置いといていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

最後の質問にしますけれども、財政が厳しいから使うなということではなくて、新市民会館は建設をすると決まっていますし、また、庁舎の耐震についてもやらなければならないことであるので、これらに対してどのように取り組んでいくのかというのを早く検討しなければならないということを申し上げました。

12月議会でも質問をしましたが、市内の公共施設を含めても、やはり老朽化している部分の施設が多々あります。これらも計画的に維持、改修等もやっていかなければなりませんので、この辺を含めた検討を31年度の予算からぜひやっていただきたいと思いますので、最後の質問といたします。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

一例を申されましたように、庁舎の耐震診断であったりとか、公共施設の維持管理、改修等ですね、そのあたりは当然、2017年3月に策定いたしました鹿島市公共施設等総合管理基本方針、これに基づきまして、先般の議会でも申し上げましたように、31年度中に個別計画の策定等の検討をいたしていくというふうな予定でございます。当然ながら、先般も議員申されましたように、公共施設の総合的かつ計画的な管理ということで、いかに長寿命化を図りながらトータルコストを縮減、もしくは平準化をしていくかというところは喫緊の課題でありますし、それら市民サービスと同様に、公共サービスのあり方についても31年度、十分検証してまいりたいというふうに考えております。

市長から先ほどございましたように、指示を受けておりますので、それを検討チーム、また、3月下旬に開催をし、どのような方法がいいのか、もしくはいろんな意見も職員からもいただいておりますので、そこら辺も十分勘案しながら、よりよい鹿島市財政基盤の強化、もしくはあり方についても、さまざまな観点、側面から検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りします。

ただいま審議中の議案第1号から議案第6号までの新年度予算6議案につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、13名の委員をもって構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、一括して付託したいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、議案第1号から議案第6号までの6議案については、13名の委員をもって構成する新年度予算審査特別委員会に一括して付託することに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置をされました新年度予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、杉原元博議員、片渕清次郎議員、樋口作二議員、中村和典議員、松田義太議員、稲富雅和議員、勝屋弘貞議員、伊東茂議員、松本末治議員、光武学議員、徳村博紀議員、福井正議員、松尾征子議員、以上13名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をしました13名を新年度予算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで新年度予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

議員の皆さんは全員協議会室にお集まりください。

午後5時50分 休憩

午後5時58分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催をされました新年度予算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に9番伊東茂議員、副委員長に8番勝屋弘貞議員、以上のとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明27日は休会とし、明後28日は午前10時から開き、総務建設環境委員会を開催いたします。

新年度予算審査特別委員会につきましては、3月4日午後1時から開会及び現地視察を、3月5日、7日、8日、11日、12日に審査を行います。

次の会議は3月14日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後5時59分 散会